

第二 紀事

豊後風土記云、柚富峰在柚富郷西此峰頂有石室其深一十餘丈、高八丈四尺、廣三丈、  
此石室には豊後國式内神社常有氷凝經夏不解凡柚富郷近於此峰因以爲峰名又云  
 餘字奈岐日寶神を齋祀せらる柚富郷在郡西此郷之中栲樹多生常取栲皮以造木綿因名柚富郷云々又神宮雜例  
 集に忌部外從五位下行豊後介齋部宿禰孝茂が弱肩に太綱取懸て云云とあり三  
 才圖會云湯の嶽府中の西に在温泉あり俗由布岳といふ毎に流出するもの皆湯  
 なり豊後國志云山極高峻周廻三里餘自麓至嶺亦三里許巒壁峭拔多深谷巉巖鬱  
 々一怪石名鬼頭下臨則巨石如盤曰觀音岩絶頂二峰秀出屹立相對西曰西嶽東曰  
 東嶽其間相距數百丈屏幃聳立數百餘仞巒巒開豁俗名龜氏風土記所謂此峰有石  
 室或此相傳此間時或聞有金石絲竹之音蓋遊仙之境也此峰半腹稍平有池濶百步  
 許呼曰池城蓋廢寨也歲旱雩祭採池中菖蒲還祝曰設雨適可復也如此則有靈脫不  
 崇朝而雨其西南群山連亘不盡東嶽之前則鶴見山南有日向嶽西乃和歌山湯山又  
 有小山曰鷲皆羅列蟠束于其下遠望此山則三峰如削尖起雲表號曰筑紫富士實此

郡之鎮也云々

第三 由布の和歌及詩

此山古來和歌の名所として萬葉其他勅撰歌集に出づるもの多し今其二三を掲載す

萬葉歌集

思ひ出つる時はすへなみ豊國の木綿山雪のけぬへくおもほゆ  
 おとめ子かはなりの髪をゆふの山雲ふかくしそ家のあたり見ん

續古今和歌集

誰しかも雲井はるかに豊國の由布山いづる月を見るらん

夫木集

雲さむき由布山おろしふきおちてこよひは雪に見ゆる空かな

名寄歌枕

うつろひし花より後の由布山にまた雲かゝる松のふし波

第三十六章 由布嶽 第二 紀事 第三 由布の和歌及詩 一六三



同

春の日の由布山櫻さきにけり朝ある雲となかめせしまに。

大藏卿有家

同

神垣にたか手向とは知らねとも卯の花さける由布の山かけ。

左兵衛督教定

同

神代より多くの年をもきつもり白くも見ゆるゆふの山かな。

爲仲

家集

さゆる夜の窓よりあけてあき寝髪もふ山たかくつもるしら雪。

綾部有終

瀧の舎の記

さゆる夜の枕の上におもふなりいかにふり積む峯のしらゆき。

協蘭室

山布山

廣瀬淡窓

宿駕纒晴由布分北風空翠落紛々路過半腹無青草天近層標有白雲  
未了色從周海見不孤名與富山間同邦每恨佳緣少傾蓋今朝始遇君。

### 第三十七章 速見の舊跡

#### 第一 鶴見山

速見郡石垣村南立石に在り。豊後國志去、巖巍隣岫、東方峴峙、西對由布、秀拔不相讓、兩山接裾之處、曰追途、由布西北茂林中、自十月至二三月、群鶴集栖、數百、遠望之、則白日翔、翔始飛雪、或名取之、山上有神祠、及三池、注于神祠下、故祠之址、老杉數株、凌霄矗立、其前山有巨石、大九尺許、名躍其躍石、上數十丈、聲遠聞、二里餘、相謂爲風雨之兆、蓋零陵石燕之類也、多產硫黃、礬石、山常有火、自台山崩泉溢之災、往々國史所紀、云々。

#### 第二 比智島

速見郡豐岡町の海岸に在り、土俗稱して島山と云ふ、頂上に琴平祠あり、日本書紀天智紀云、十年唐國使人郭務悰等六百人、送沙宅孫澄等一千四百人、惣合、二千人乘船四



十七隻俱泊于北智島とあるもの是なり。

### 第三 寄邊の池

速見郡東山香村大字倉成吉祥寺畔に在りしといふも、今は絶て其跡定かならず。むかし或卿相の當國に配流せられたる人、此池の邊に宿りて終夜蛙の鳴音を聞き詠せられしと云ふ和歌あり。此歌を讀し卿相を清原政高と云ひ、又は源高信といふ。政高は寛平年中、豊後介に貶せられ高信は嘉祿元年豊後國に配流されし事、扶桑略記に孰れにや。

夜もすからいさこの敷を聲にして、寄邊の池に蛙鳴なり。

此歌古蹟名寄には敷も聲にしてとし、又事績考には眞砂を聲の敷としてしたり。此歌を詠じ後蛙遂に鳴かずなりぬと云。又近き頃行脚の法師來りて左の歌を讀める由、豊後事績考に見ゆ。

いにしえの跡に寄邊の名は有りて、荒のみ増さる池の草むら。

### 第四 深江の浦

速見郡深江村に在り、港口に深江城址あり、是れ大神兵部少輔鎮勝の據りたる所なり。文祿二年鎮勝大友義統に従ひ朝鮮に戦ひ、敷功あり遂に深く敵中に入り、苦戦して死す。城跡に今住吉社を建つ。夫木集に彈正教次此浦を詠するの歌を載す。

旅の空憂き思ひこそ常よりも、深江の浦の月そ身にしむ。

### 第五 的ヶ濱

速見郡別府町の海濱にあり、傳云ふ久壽年間源爲朝此海邊にて射術を試む、困りて此名ありと。又此磯江、南高崎山の麓より、北石垣原の海岸に至る一帯を總稱して、古昔速見の濱と呼びしと云ふ。

萬葉 わきも子を速見濱風やまとなる、我まつ椿吹さりなゆめ。 長皇子

良玉 わきも子を速見の浦の思草繁くもまさる戀もするかな。 公任

### 第六 轟の淵

速見郡に在り、康應元年木付城主木付頼直代四に一女あり、貞淑にして容姿美なり、安

第三十七章 速見の舊跡 第三寄邊の池 第四深江の浦 第五的ヶ濱 第六轟の淵 一六七



岐城主田原氏之を娶んとし約已に整ふ時に飛語あり木付の女近臣某と私すと田原氏之を聞き事に託して約を辭し遂に其婚を絶つ是に於てか女深く其宛名を恨み遂に身を轟の淵に投じて死す頼直之を憫み同年十一月轟の窟及び木尾の窟に石体の地藏佛を安じ其冥福を祈ると云ふ。

### 第三十八章 豊後温泉

#### 第一 泉質温度所屬地

阿蘇の火山脈分岐して豊後に入るもの其東するを九重嶽とし北に向ふを由布嶽鶴見嶽とし更に進んで北走するもの之を兩子山とし南走するもの之を六ヶ迫とす此等諸峯の山麓谿淵には各種の礦泉を涌出するもの甚だ多く就中由布鶴見の兩岳を以て最も盛んなりとす即ち別府、濱脇、堀田、觀海寺、鐵輪等の諸泉は皆な其脈を此の兩岳に發するものなり由布兩子の二峯は現時熄火山となり今火煙の噴騰

を見るものは九重鶴見の二峯なり而して各地出するところの礦泉又た冷熱二種の別あり即ち大分郡廻栖野村及び北海部藤河内村、宇六ヶ迫の礦泉の如きは共に皆冷泉なり其他尙ほ礦泉の冷なるもの少しとせず今左に各著名なる温泉の名稱、泉質、温度並に所屬地を掲ぐ。

泉名	泉質	温度	所屬地
楠湯	炭酸性單純泉	四十九度〇	速見郡別府
哇無湯	炭酸性單純泉	五十一度七	同
不老泉	炭酸性單純泉	五十六度四	同
靈潮泉	炭酸性鹽類泉	五十二度〇	同
乾液泉	炭酸性鹽類泉	五十一度二	同
東の湯	炭酸性鹽類泉	五十三度〇	同
西の湯	炭酸性鹽類泉	四十九度五	同
堀田の湯	硫黃性單純泉	三十六度五	石垣村、南立石
觀海寺湯	炭酸性單純泉	六十一度七	同

第三十八章

豊後温泉

第一

泉質温度所屬地

一六九



上田の湯	單純性硫黄泉	四十九度五	同	同
澁の湯	鹽類性硫黄泉	四十六度五	同	朝日 鐵輪
熱の湯	炭酸性單純泉	五十三度〇	同	同
明礬の湯	炭酸性硫黄泉	八十七度五	同	同 鶴見
四の湯	炭酸性鹽類泉	五十八度〇	同	御越 龜川
柴石の湯	含鐵炭酸泉	七十四度〇	同	同 野田
金の湯	炭酸性鹽類泉	八十九度五	同	大分郡 湯平 谷川
銀の湯	炭酸性鹽類泉	五十二度〇	同	同 同

以上温泉の所在地は、一町四ヶ村にして湯平村を除くのは、皆な速見郡中に屬するものなり、蓋し豊後の鑛泉は、特り速見郡のみ涌出するにあらず、尙ほ大分直入玖珠、日田、北海郡、西國東等の諸郡中、その温冷兩種の鑛泉を出すもの少しとせず、然れども、古來豊後温泉の名を以て、廣く世上に知られたるものは、皆な速見郡中出すところの温泉たらざるは無かりしこと、歴史上明らかなる所とす。

## 第二 發見及沿革

豊後の温泉は、發見の年代、文書の以て明らかに徴す可きもの無しと雖ども、蓋し、上世神代の時にありしや疑ふ可らず、釋日本紀に伊豫國風土記を引て曰、

湯郡大穴持命見悔耻、而宿奈毘古那命欲活、而大分速見湯自下種持度來以宿奈毘古那命而浴濟者、(國史大系釋日本紀の標註には、浴濟は正本頭書云、浴濟歟と見へ、又古風土記逸文考證には、而浴濟者と見ゆ、) 惡問有活起居然、詠曰、眞惡寢哉、踐健跡處、今在湯中石上也、於今世染疹疴萬世、爲除病存身要藥也、

又平田篤胤の古史傳にも、此事を載せて、大分速見といふを説き、原速見は大分の分内にて云云、と記したり、上記鈔譯一卷之第七段に云て曰、

大臣大汝命疾病あり、大臣少名彦命、大分の速見の温泉を汲て浴せしむ、則瘥たり、大汝命速見に至り、ホノリの岳註曰、速見郡鶴見岳と云、噴火山あり、に登りて検査し、伊豆の神湯を發見してこれを開く。

と、今伊豫國温泉郡道後に湯神社あり、即ち祭神は大己貴命、少彦名命の二神なり。



また井澤長秀の俗説辨諸國温泉地名中豊後國赤湯同玖倍理湯は伊豫國風土記に速見湯とあるは是なるべしとす。由是觀之は其創始伊豫の道後に先ち山りて來たる所最も久しきこと知るべきなり。然れど温泉の世に顯はれたるは、

第十二代 景行天皇の御宇、豊國直菟名手の頃よりしたるならん歟。舊記を按ずるに、

第廿五代 武烈天皇の御宇、豊國直菟名手の裔孫日子泊瀬邊といふ者、祇並仙人より秘訣を得て、豊州處々に温泉を創むとあり。是其病を治するに効能あることを廣く庶民に知らしめたる時なるべし。

日子泊瀬邊は泊瀬部彦と稱し、國前臣菟名手八世の孫にして、別府日名子氏の元祖なり。日名子家譜に據れば、武烈天皇七年乙酉在國前郡薨、依叔父祇並仙人傳仙方於豊州處々創温泉と記したり。

第四十八代 稱徳天皇の御宇、天平神護二年大神大臣田廣豊後國司となり、温泉を修理して國民を撫育す。

天平神護二年十月、授無位大神朝臣多磨從五位下、爲豊後員外椽也。此子孫相

繼爲速見郡領、遂以大神名其他云云、豊後國志

第五十代 桓武天皇の御宇、延暦十四年、釋善珠遊化して豊後に入り、速見に來りて里俗を教化す。時に温泉歲月久ふして興廢極りなく、湯槽半ば朽腐して、今は幾んど廢滅に瀕するを洪歎し、土史等に商りて修補を加へ、醫王藥師如來の祠堂を建設し、以て守護神とす。爾來効驗大に著はるといふ。

第六十一代 朱雀天皇の御宇、天慶六年、比叡山の僧淨藏貴所遊化して豊後に來り、藥師堂を再興して赤野山の麓に建つ。

第七十六代 近衛天皇の御宇、久壽二年七月、洪水の爲め温泉潰也。時に鎮西八郎爲朝臣下に命じて之を修補せしむ。

第八十二代 後鳥羽天皇の御宇、建久七年、大友能直始て豊後豊前の守護職となり、大に神祠佛刹の衰廢を興し、又温泉を修理せしむ。

第八十九代 龜山天皇の御宇、文永九年、大友頼泰代此温泉に浴し、日名子太郎左衛門尉清元をして温泉奉行とす。

第九十七代 後村上天皇の御宇、正平二十年、大友親世代大に藥師堂を興し、温泉



を修理せしむ。

第百十三代 靈光天皇の御宇延寶年中、別府の里人、荒金某海濱の砂石を穿ちて、少彦名の祠並に薬師の石像を掘出し、之れを某地の泉場に安置す。

第百廿一代 今上天皇の御宇明治戊辰の年、濱脇村の住人山田某、高橋某等數人力を發せて、其他温泉場の湯槽及び構造を改築す。されど、此時なほ未だ、世淳人朴にして専ら質素を旨とし、各所浴場の如きも、概ね竹瓦松柱、僅かに風雨を覆ふに過ぎざりしもの多かりしなり。また濱脇町の今の東西兩温泉は、昔時同町字西町に在しも、泉脈漸次海濱に下るを以て、温泉冷却せしより、天明二寅年、現今の地位に湯槽を移轉したるものなりと云ふ。明治七年、大分縣令森下景端縣金を支出して、別府、濱脇兩地の浴場を改築せしむ。而して當時縣廳より吏員を派遣し、其工を監督せしめたり。即ち兩地現在の温泉場は、此時の改築に係れるもの多し。爾後明治廿五年の秋、別府の海岸に一泉場を設く、名けて靈潮泉と云ふ。同三十五年三月、同地不老泉の浴場を改築し、同三十七年五月、濱脇東西泉場を改築す。而して、世運の趨勢は輒近に至りて、殊に長足の進歩を加へ、從來二町

對峙して相互睥睨の陋習を脱せざりし別府、濱脇住民も、隆盛の氣運に適應すべき施設經營を圖るの上より、一致協力の必要を感じ、兩町の合併は、近き將來に於て市制を設くの基礎たることを自覺し、三十九年四月一日を以て兩町を合併し、更めて別府町と名く。

### 第三十九章 古戰場

#### 第一 石垣原

速見郡石垣村に在り、慶長五年九月十三日、大友義統、黒田孝高と劇戦したる古戰場にして、大友氏の忠臣吉弘統幸以下二百餘人の忠死せる處なり。一面の平原、掩ふに亂石を以てし、荆棘荒茅、鬱として其間に茂生す。糾紛たる群山、其西北を圍繞し、迷雲離々、人をして魂消え、腸断たしむるが如きものあり。石垣原戦略考云、南は別府朝見の兩邑、西は立石村より太平山麓、北は鶴見の原中人家に接したり。其域や、東西三十



町にして遠く、南北二十町にして近し、戦地は今海道より西に沿ひて、太平山の裾野に、松柏生たる野山の際、南に傍うて五反畑と號せし所に、大石の五六個ある所なり。里人此石を屋形石と稱ふ云云。

### 第二 吉弘統幸

吉弘統幸、一に統運と名け、嘉兵衛と稱す。田原正堅十世の孫なり。國前郡屋山城に居り、大友義鎮（號宗）に事へ、九州の諸戰皆な功有り。文祿國除の日、義統に従ひて周防山口に在り、慶長五年義統兵を擧げて、將に石田三成に黨せんとするや、統幸乃て東西去就の利害を説き、忠諫す。義統聽かず。遂に黒田孝高と速見郡石垣原に戰ふ。統幸奮撃血戰遂に陣に没す。

### 第三 統幸の墓

統幸の墓は、石垣原の小林中に在り。高さ六尺餘の石祠を建て、傍に二三の墳墓あり。

石垣原懷古

長梅外

憶昔慶長第五年、北來大軍壓南軍。南軍勇將吉弘氏、一戰決死報主恩。石垣原上殺聲起、落波冲雲百里聞。南士唯期盡忠節、不似北兵銜殊勳。我來低回不能去、戰場跡古入耕耘。鬼哭有聲起何處、暮雨蒼茫日將暝。忠臣威靈至今在、綠樹土堆屯愁雲。行人過此皆下馬、一縷香火數尺墳。

同

三浦安貞

山圍舊國鬱岩嶮、遺跡空原鐵半消。鬼哭夜隨風雨起、冤魂秋入海濤驕。分爭霸畧指揮失、割據雄圖形勢遙。烈士墳前停杖立、一本作歲寒松老草蕭々。

### 第四 勢場ヶ原

速見郡鶴見山麓に在り。天文三年四月、大内義隆、其將陶尾張守晴賢、杉長門守隆連をして、兵三千餘を率ゐ、豊後を攻しむ。大友義鑑、其臣吉弘石見守氏、直寒田三河守親將を將とし、兵を出して之を禦がしむ。又大神鎮氏、林佐渡守をして、鹿鳴越峠の險を守り、且つ吉弘等の後援たらしむ。吉弘、寒田、國東、速見の兵二千八百餘を以て、大村山に屯し、兵を分ちて立石、地藏の二險を扼し、以て豫め敵の進路を絶つ。大内氏の二將、兵

第三十九章 古戰場

第二 吉弘統幸

第三 統幸の墓

第四 勢場ヶ原

一七七



を潜めて間道より佐田峠を越え、四月六日、拂曉直に勢場が原に現はれ、大に鼓噪す我が兵愕然たり。

### 第五 吉弘石見守氏直

時に氏直令を傳へて曰、敵兵遠路を來りて皆疲る。我が軍寡と雖ども、一戰以て破ること難からず。今敵兵をして憩はしむるは甚だ不利なりと、急に山を下りて之を撃つ。兩軍矢を放つこと雨の如し、時に氏直の馬流矢に中りて墜る、仍て氏直徒步にて戰ふ。敵兵之を視て益す亂射す、氏直矢を蒙ること蝟毛の如し、時に廣瀬美濃守祐致其危急を見て馬を下り、氏直を負うて將に退んとす。敵兵争うて矢を放つ、祐致亦傷く。二人遂に俱に斃る。時に氏直年十九歳とす。此日、寒田親將及び氏直の士、室對馬守、夜間掃部介、三河外記、末綱藤右衛門、丸小野次郎右衛門以下十八騎之に死す。

### 第六 氏直の墓

速見郡東山香村大村山上に、氏直の墓あり。墓石の表には源氏直之墓とし、碑蔭に左

の銘を刻す。

吉弘氏其先出於大友氏、大友豊前前司能直十二男稱田原中務少輔泰廣、五世又三郎正賢居豊後國國東郡吉弘村、因以爲氏。正賢八世傳石見守氏直、氏直戰死於勢場原、千時天文三年甲午四月六日也。葬大村山上、謚源山氏公。距今數年、碑石朽而折、今茲寛政十三年辛酉二月、新命石功改造焉。

十一世孫肥後騎士

吉弘加左衛門正雄謹建

## 第四十章 國分寺の址

### 第一 創始及本尊

大分郡賀來村大字國分村に在り。一に金光明寺と云ふ、天平十三年の創始なり。豊後風土記に、大分郡寺二所、僧尼寺とあり。僧寺は即ち是なり。寺記云、金堂十八間、四面、本尊は行基菩薩の作なり。七重塔は釋迦牟尼佛、觀音堂十二間、四面、本尊十一面觀音は、

第三十九章

古戰場

第五

吉弘石見守氏直

第六

氏直の墓

一七九



聖武帝の勅願に依りて安置せらる。天平十二年藤原廣嗣征伐の時、官軍勝利、國土安穩の爲め、御寄進あらせらる。前立の正觀自在菩薩は、佛工佛國の作なり。阿彌陀堂十六間四面、本尊阿彌陀佛は、脇立の菩薩と共に、行基の作なり。樓門の額、金光明寺は、聖武天皇宸筆にて、其他鐘樓、僧坊等の完備せしこと、國中第一の大伽藍たりしなり云云。

## 第二 沿革

日本紀、天武紀云、五年十一月甲申、遣使於四方國、說金光明經、仁王經。

同持統紀云、七年十月、始講仁王經於百國、四日而畢、八年五月、以金光明經一百部、送置諸國、必取每正月上元讀之、其布施以當國官物充之。

續日本紀、聖武紀云、神龜四年十二月、金光明經六十四快、六百四十卷、領諸國、國別十卷、先是諸國所有金光明經、或國八卷、或國四卷、至是寫備願下、隨經到日、即令轉讀爲令國家平安也、天平十二年六月、令天下諸國、每國法華經十卷、並建七重塔焉。

天平十二年を以て、金光明僧寺、及び法華尼寺は、諸國に設けられたるも、當時未だ完

備せるに非ず、十三年正月、故太政大臣藤原朝臣の家、其食封五千戸を返上す、朝廷中二千戸を舊に依て其家に賜ひ、三千戸を以て、諸國の國分寺に施入し、以て丈六佛像を造るの料に充しむ、十三年二月、又每國の僧寺に、五千戸、水田十町、尼寺に水田十町を施封し、僧寺には必ず二十僧を有らしめ、其寺を金光明四天王護國之寺と名づけ、一十尼は其寺を爲法華滅罪之寺と名づけ、兩寺相去つて、教戒を受けしむ、十九年十一月詔云、朕去天平十三年二月を以て、至心發願、國家永固、聖法をして、恒修せしめんと欲し、遍く天下諸國に詔して、金光明寺、法華寺を造らしむ、而して天下の諸國司等、怠緩行はず、或は處寺便ならず、或は猶未だ基を開かず、朕の股肱、豈此の如くなる可けんやと、是に於て、從四位下石川朝臣年足、從五位下安部朝臣小島、布施朝臣宅主等をして、諸道に派遣せしめ、寺地並に作狀を檢定せしむ、仍て國司等は、使及國師と勝地を撰定し、勸めて營繕を加へたり、此に至り、經營始て成るを見る、されど、建久以降、國府漸く廢するに及び、諸國の金光明寺、荒廢に屬するもの多し。



聖武天皇宸筆勅額

豐後國大分郡賀來村  
大字國府國分寺藏



縦三尺二寸五歩

横一尺四寸四歩

寺記云、後白河法皇の時、當國主に命じて荒廢を再興せしめ給ひ、仁治中大友親秀修覆を加へ、二千五百貫の寺領を寄附せらる。後天正中、大友宗麟の兵亂に際し、寺院悉く焼失す。當時尊像始め、勅額經論等は之を山中に匿して、僅に兵燹を免がるを得たり。世鎮る後、再び堂宇を經營せんとしたるも、寺領昔日に變じ、僧侶の如きも、多く離散して留る者なかりしを、一人玉藏坊圓海留りて、斯る靈塲の廢滅に歸するを慨き、先きに山中に匿し置たる尊像其他の物を集め、村民に譲りて、僅かに茅舎を築造し、此に安置するを得たり。其後再中興圓慶の時、元祿七年、四間四面の瓦葺本堂を建立し、以て本尊を安置す。是れ曩昔金堂の餘波なり。寶永四年、巨鐘を鑄、二間四面の鐘樓を建て、之に懸く云云。

豐府紀聞云、仁治元年、大友大炊介親秀<sup>代二</sup>修興其廢、且尊尙西大寺、叙尊律師、請待焉。師以老謝之、使其弟徒忍性比丘代己、忍性既住于國分寺、日講說、喻伽唯識諸論、大衆滿堂、遂大修金光明最勝會云。

豐後國圖田牒載、笠和卿國分寺料十町、弘安中尙ほ斯の如し、今や堂宇衰廢、古昔の觀を止むるもの無しと雖ども、境内稍廣く、寺後一町許にして、巨大なる礎石の址











乗らせ給ひしと、上世の事遼邇其實を明にすること難しと雖ども、九十六代 後醍醐天皇の御宇、建武二年、足利尊氏叛を圖り新田義貞の爲め敗れて西海に奔るや、當時船を瓜生島惠悦崎に寄せたること、史乘に載せたり。

### 第三 全島の陥没

此島慶長元年閏七月十二日地震海嘯の爲め崩潰して海底に陥没す。

### 第四 久光島の陥没

瓜生島の西南に近接したる久光島は慶長三年七月二十九日、鶴見山破裂し爲めに陥没したり。一説に大雨甚だしきが爲め鶴見嶽の東北麓なる深淵倍す深くなりたるに、山嶺崩落して其淵に入りたれば、淵水忽ち溢れて一大河流を成し、激奔して海に入りしより、速見郡朝見莊なる久光村遂に流没し、人畜死するもの多かりしといふ。尙ほ舊記の録する所に據れば、二島合して一町十二村、住民の數一千餘人、四個の神社と三個の寺院とを有し、陥没の時、逃れ得ずして溺死せしもの四百餘名、一本に



## 第四十二章 大分郡の古跡

### 第一 靈山

大分郡植田村大字秋岡に在り、有藏岳其西に聳え、南方大野郡に界す。一に御寶山いみくらやまと呼び、又九疑山と云ふ。山腹に佛刹あり。飛來山靈山寺と名づく。推古天皇の御宇、歸化の僧釋那伽此に錫を留め、後延暦十一年壬申九月、傳教大師、豊前守佐に詣るの途、次、力を國主に戮せて、本山を開き、佛殿を創始すと云ふ。

豊鐘善鳴録云、釋那伽天竺人、推古帝季年、遙險支那、觀光日本、望豊後植田山、愕然嘆曰、奇哉、此山恰似西域鷲峰小嶺、蓋彼一朵飛來此邦乎、先是植田有大神祇、世稱之豪會也、一日畋獵、登山薄暮、徇徕、偶見一處赫發異光、即往檢之、方得十一面大悲像、歡喜踊躍、乃結草堂奉安焉、逮于那伽卓錫、願修佛事、創立伽藍、名飛來山靈山寺、以其肖聖境也、伽寓山數十年、德光遐燭、四方嚮焉、一説に此山古より白猿多し、曾て山尻七耶



なる者、山頭に登り、觀音大士の靈像を得と云。

第二 寒川 承和年間獲白龜

寒川一に堂尻川と云ふ、大分郡植田村に在り、承和年間擬少領膳伴公家吉が、白龜を獲たる所なり。

續日本後紀云、承和十五年、太宰府言、所管豐後國大分郡擬少領膳伴公家吉、於同郡寒川石上獲白龜一枚、以獻之、乃爲天瑞、改元嘉祥。

世諺問答云、六月十六日嘉祥、仁明天皇嘉祥二年六月十六日、豐後國獻白龜、以爲吉兆、賀之、自此以來有嘉祥之儀。

第四十三章 佐賀關

第一 地勢及關司址

北海部郡に在り、郡の東北の一角、硫黃洋中に斗出して、伊豫の佐田岬と對峙し、其距離僅か六里に過ぎず。此岬角を名けて地蔵崎と云ふ。古昔山上に關司を設け、以て船舶の往來を監せしむといふ。港口南北に開け、北を上關ウミノセ又上浦ウミノセと呼び、南を下關シタノセ又下浦シタノセと云ふ。上關は廣き四町にして、長さ六町あり。下關と相距る陸路僅か三町に過ぎざるも、海路は殆んど二里に垂んとす。下關は上關に比して稍狹隘なり。今山上古遠見トホミと稱する處、土地平坦にして、臺の如きものあり。是れ古昔關司の廢址なりと云ふ。速吸神社記には、天慶中藤原純友、宇和平群の島に據り、海賊を聚め、以て日薩の商船往來する者を劫し、其貨物を掠奪す。故に始めて關司を設くと、記したるも、此說恐くは非ならん。舊記云、靈龜元年九月、太宰府言、豐後伊豫二國界從來賈戍、不許往還、但高下尊卑、不須無別、宜五位以上、差使往還、不在禁限、とあり。されば關司は既に古くより設けられたるものあるが如し。又日本書紀、孝德紀を按ずるに、大化二年丙午、定諸國之關宿とあれば、關司の設置は頗る古昔よりありしならんか。

第二 白が濱、黒が濱



佐賀關記云海部郡に白黒の二濱あり。白が濱には白き碁石のみなり。黒がはまには黒き碁石のみなり。白黒の契繩を引けるが如し。西行の山家集に左の歌を載せたり。

すか島　　すか島やたぶしの碁石わけかへて、白黒ませよ浦の濱風。

鷺しま　　鷺島の碁石の白をたか浪のたふしの濱に打よせてけり。

鳥ざき　　鳥崎の濱の碁石と思ふかな、白濱知らぬすかしまの里。

白黒濱　　合せばや鷺と鳥と碁を打ては、たふしすかしま白黒のはま。

### 第三 關崎燈臺

地藏崎の崖頭にあり、眼下に望むの小島を牛島とし、少しく東に在りて稍大なるものを高島とす。左方に斗出して關崎と相對峙するもの、即ち豫州の佐田岬にして、此間の海峽其距離僅か六里に過ぎず。遠く北方を望めば、姫島海中に孤立して、恰も鞠を浮べたるが如く、巖崎の一角蜿蜒として其前に斗出し、恰も大虬の珠璣を擁して九天に朝するに肖たり。宇和島日振島は東方の波間に横はりて翠黛畫くが如く、四顧風景の絶佳を極む。而して其の燈臺は明治三十四年七月廿日の初點にして、三等

燈臺に屬し、高さ海面(満潮)を抜く二百二十五尺にして、其光達距離九里三十二町廿六間三尺なり。されど實際は三十里以上に達すといふ。燭光は百三十五なるも、レンズ(三角形の玻璃にて曲射器、折射器、射光器等と譯す)の作用に因り、優に一萬二千七百燭光を有すと云ふ。此海峽は上世所謂早吸の名門にして、潮流頗る急に、又所々暗礁多く、航海上最も難所と稱せらるゝ所なり。是を以て燈臺新設後、未だ幾ならざるも、爲めに其急難を救はれたるもの尠なからず。

### 第四 牧山と駿馬磨墨

燈臺の西方にあり、古昔著名の牧場にして、良馬を出すもの多く、宇治川合戦の時、源頼朝梶原景季に與へたる駿馬磨墨は、此地に産せしものなり。



## 第四十四章 海部郡の古刹

### 第一 月桂寺

北海部郡白杵町に在り。白杵小鑑云、月桂寺は其始濃州大野郡長良内清水村に有りて、天正十年の春、豫州一鐵公、其妻室のため、月桂禪尼の舊宅を捨て、一字を建立し、清光山月桂院と號す。慶長五年、右京亮眞通公封を白杵に移し給ふに至り、月桂院をも此地に移し給ふなり。寛永以來、改めて月桂寺と云ふ。大門に清光山の額あり。中門に月桂禪寺の額あり、並に天間獨立の書する所なり。天間獨立は隆元禪師に從ひ來る唐醫なり。太守御歴代、御菩提の地として、莊嚴尤盛んなり。禪宗妙心寺の末、開山は湖南和尚宗嶽なり。

### 第二 大橋寺

北海部郡白杵町に在り。白杵小鑑云、大橋寺は平清水森島に有つて、法雲山と號す。森

島の地は、舊太田飛驒守の館とも、又高田氏の居地とも言へり。大橋寺の始は、天文十七年の頃、祐範上人、大和國南郡より、本尊春日作彌陀の尊像を負戴して、白杵に來り、今の産ヶ島に安置し、行業清潔にして、専ら佛名を唱へけるに、宗麟公其徳を感せられ、永祿年中、産ヶ島に一精舎を建立し給ふ。其後慶長年中、森島の麓に移しけるを、寛永五年、君侯の命に依りて今の地に徙す。淨土宗西山派永觀堂の末なり。

大橋寺の名は、天文十七年、太守大友氏産ヶ島に、悟真院四方寺を建立す。開基祐範和尚、永徳十二年産ヶ島より、掛町の地に大なる板橋を架し、參詣の勞なからしむ。故に俗呼んで大橋寺と云ふ。

### 第三 満月寺石佛

北海部郡深田村にあり。小鑑云、其始小倉山と號し、白杵第一の大寺なり。天正年中、宗麟入道の破壊によりて、荒廢す。今存するものは、古石佛の像及び鎮守山王の祠のみ。相傳ふ、満月寺は萬能長者の建立にして、百濟國の日羅を以て開山とす云云。善鳴録云、眞名野長者、敏達朝人、深歸三寶、乃就于深田邑、創祇陀療施、樂安養、快樂五院、名紫雲山、満月寺、多造佛像、禮拜供養、今其境石山之崖、悉刻佛像、所謂十三佛、廿五菩薩、二金剛



彌陀釋迦三尊等、大小百餘軀儼在、其他石浮圖五六在田間、

龜峯戊申云、十三佛の石像に、正和四年卯月五日とあるは、日本僞年號九州年號と云ふの正和四年にて花園院の正和にてはあらず、僞年號の正和は、繼體天皇二十年丙午爲正和元年と、僞年號考に見れば、繼體天皇の廿四年に當れり、されば日羅が開山し、此項の事と見ゆたり云々。

#### 第四 海藏寺址

白杵小鑑云、海藏寺は大友家第一の大地にして、今の門前戸室の岡杯、皆海藏の寺境なり。塔頭もいと多かりしとかや。其塔頭中今人の知れる所は、知足庵、吞碧庵などなり。鎮守に天神祠あり、蓋し今の小野天神是なるべし。小野天神今は市の天神と云ふ、吞碧は唐人の付けたる名なるべし、又古鑿る所文善水と名づくるあり、其羽衣山と號するは、古昔天女此山に下り、羽衣を松が枝に懸けしより起れりとかや、禹稷合祀壇碑圖に羽衣山とあるは即ち是なり、此に文明十四年、大友政親公此寺を創め、要應玄綱座元を以て開山とし、羽衣山海藏寺と號したり、誠に中昔以來無雙の靈地なり云々。

豊後國志には、明應三年大友親政尋て一禪寺を羽衣山上に營み、東震禪師を延き

て開祖と爲し、寺を海藏と名づく、遺命して云、我死せば必ず其室をして、先考の居北隣三十四間を距てて心源寺あり、寺中交親繁の墳墓あり。に近からしめよと、また幾ならず、五年六月長州の事あり、遂に軍に敗死すとあり、白杵小鑑に記する文明十四年とは十三年の差あり。

#### 第五 多福寺

北海部郡白杵町に在り、白杵小鑑云、多福寺は仁王座に屬す、往古隣端に意足庵あり、後一所とす、是れ寛永八年の頃、太守徳雲院殿の舊宅を改めて、本堂を建給ふ所なり、正覺山と號す、其後更に觀音堂を建て、普門閣と號す、尊像は賢嚴座元一刀三禮の作なり、禪宗妙心寺末開山は了室和尚なり、二世雪窓宗雀は後水尾帝の爲めに法を説き、且臨濟録を讀み、名海内に鳴る、勅して佛智丕照禪師と諡す、三世賢嵩坐元も亦教諭あり、佛燈明覺禪師是なり。

#### 第六 養賢寺

南海部郡佐伯町に在り、龍鼎山と號す、禪派なり、慶長十年、毛利伊勢守高政の創始す



る所にして、毛利家歴世の菩提寺なり。京都妙心寺三關和尚を延きて、開山第一祖とす。

### 第四十五章 海部の秀峯

#### 第一 九六位山

北海部郡に在り。一に兩儀山と呼ぶ。翠巒層疊として高く群山の表に秀出す。山上に古刹あり。九六位山圓通寺と稱し。豊後五山の一とす。此寺古昔崇峻天皇の御宇、四年の創始に係れりと云ふ。山中に太郎坊谷、次郎坊谷あり。又鐘樓山あり。傳へ云、其鐘最も靈作にして龍王請うて息ます。仍て山下の深潭に投す。今鐘が淵の稱あるものは是に因ると。

#### 第二 釋魔嶽

南海部郡明治村釋魔に在り。今俗尺間の字に養老元年六月二十四日、神託に因りて、山城國愛宕郡愛宕神社の神靈を勸請するものなり。神社の内殿は高さ五尺、方四尺の御影石にして、享保年間城主毛利家より寄進せるものなり。

### 第四十六章 島嶼及岬角

#### 第一 穗門

北海部郡に屬す。今保戸島に作る。其南二里許蒲戸崎あり。蒲戸國音ホトなり。彦山脈の東北海中に突出したる一帯の地は、古昔稱して穗門と云ふ。即ち豊後風土記に所謂最勝海濼門是なり。

#### 第二 水子島

豊後水道中に崛起せる一小島にして、伊豫の日振島と相對峙す。南海部郡大島浦を

第四十五章 海部の秀峯 第一 九六位山 第二 釋魔嶽 第三 鷓見崎  
第四十六章 島嶼及岬角 第一 穗門 第二 水子島 第三 鷓見崎



距る、東五里許、藩封の當時は、此島嶼を以て、豊後佐伯領と、豫州宇和島領との境界を劃したり。天慶中、藤原純友此に據て事を謀ると云ふ。前年經費二十餘萬圓を以て、燈臺を此島上に建設したり。

### 第三 鶴見崎

南海部郡東中浦村、大字梶寄の東に在り、岬角遠く海上に斗出する所、水面を抜く數百尺の巖頭に、煉瓦石造の望樓あり、水天渺茫、眼界に映するものは、只大島、水子島、及び四國の諸峰のみ。

## 第四十七章 大友義鎮の墓

### 第一 畧傳

義鎮は左京太夫と稱し、二十代義鑑の長子にして、享祿三年正月三日を以て生る、天

文十九年三月家を嗣ぎ、正四位下に叙し、左衛門督に任じ、九州探題に補せらる。永祿五年五月薙髮して休庵宗麟と號す。同六年丹生島に城きて此に徙り、世子義統をして豊府を守らしむ。天正七年正月老し、世子義統繼ぎて立つ。然れども國事盡く義鎮に出づ。同十五年五月二十三日、病みて海部郡津久見に逝去す。享年五十八。

### 第二 墓地及碑石

大友義鎮の墓は、北海部郡津組村字ミツチ（豊産の内）に在り。其地山に沿ひて、後背に彦一帯の山脈を負ひ、前は田圃にして、村道を距る南八町許に在り。墓は南を背にして北に面し、塋域約十四五歩あり。碑石は小廟宇の裡に在りて、前に五六株の杉樹あり。されど、其樹は僅に二三十年を経たるものに過ぎず。豊後國志には、義鎮の墓、津久見村松林ありと記したるも、杉の外、一松樹だも近傍に生ずるものなし、又同書に、此所に天徳寺、石碑は、臺よりと云ふ寺ありしが、今は廢したりと記せり。墓の附近には、寺院の遺跡らしきものなし、石碑は、臺より蓋に至るまで、高さ八尺餘、幅一尺三寸にして、正面及び左右兩側に左の如く記せり。

天正十五丁亥五月廿三日春秋五十有八歲

瑞峰院殿前羽林次將



兼左金吾休庵宗麟大居士

九州二島并伊豫官領從四位下兼左近衛權少將

大友左衛門督源義鎮

### 第三 基督教式の葬儀

太閤記<sup>七</sup>之紫の大徳寺中瑞峰院として大友宗麟の開基せし寺あり木下藤吉郎住居ありし處とかや隣の大慈院の奥より伏水桃山遊り迄平遠に一覽すべし云々とあり諡號の由つて來るところ是に有るか又天徳寺の此處に在りし事は特り臼杵小鑑に記するのみならず土人も亦傳ふる所なり大友公の墓所には舊天徳寺と云ふ寺ありしが何日の頃にや佐伯の城下に移したりと佐伯古寺社記に堅田村の内に天徳寺あり天正年中の建立とす豊後國志には天正中宗庵和尚廢此天徳寺に就きては歴史上大に研究を要すべきものあり蓋し大友宗麟の葬儀は基督の儀式を以て執行せられたること明白なり今當時の景況を詳記したる日本西教史の記事に據るときは左の如きものあり。

ドムバルラルミー大村の死去せし後十八日を経て上帝又善良なるフランソア聖名也宗麟のを呼招せり此王は薩摩兵に其領地を強奪せられ基督寺院を燒滅せられ及び十字架を打毀せられたるを見て大に悲哀を生じ之れが爲めに病に罹り初めは通常の熱病なりしが毒惡の大氣の爲めに益々發熱して平癒し難きに至り終に千五百八十七年六月六日に靈魂を上帝に奉還せり死期に臨み前年其退隱所の會友として撰擇せるラギユナー師を出座せしめ總ての聖禮を受け又病中は上帝の事より他事を説話するを欲せず恰も不毛の地に生活する者の如く地上の事は斷然全く絶望せり(中略)此王は基督宗寺に從事し且人民をして基督宗教に従服せしめたるに依り衆人に送葬せられ豊後國其他近國の基督信者たる諸侯及び諸士皆來り此喪に會せり其尸は禮服を着せしめ華麗に葬式を執行し其柩は近親に昇がれ大臣等十字形の旗を保持して之に近接し其次に夫人は王の先妻イサベルの生む所の女子等と共に進行し此貴國の女子等皆な喪衣に廣き袴を着し又兵隊を以て此儀衛を警護せり許多の人民も亦其父を喪する如く其死を悲哀して之に隨從せり基督宗寺の内に靈柩を運び入れ之を高葬の



上に置き、許多の燈火を點し、宣教師等禮拜を爲し、日本の基督會友も亦葬式の禮拜を務め、諸人の稱譽を得たり云云。  
斯の記事より察するときは、當時宗麟の尸を埋葬するに當り、其柩を運び入れたる寺は、正しく基督教の寺院にして、葬儀了る後、其處に埋めたるや知るべし。而して彼の天徳寺が、宗麟の墓地附近に在りしとせば、當時正しく基督教の寺院たりしならん歟。殊に天徳寺なる寺號の如きも、又聊か天主教に縁近きが如し。

### 第四十八章 傾山及山陵

大野郡小野市村に在り、海面を抜くこと五千二百九十六尺、周廻七里餘に亘り、山麓より頂上に至るの里程四里餘とす。滿山老樹蒼鬱として、山頂に數個の巨石あり、其狀皆盤に似たり。傳へ云、神武天皇東征の時、諸皇子と共に此峰に登り、天神地祇を祭り給ふ故址にして、山は一名四皇子峰とも稱せらる。又嶺上に、古來鷓鴣草葺不合尊の山陵と稱するものあり、乃ち神代記に日向吾平山上陵葬とあるは、此所なり。吾

平今尾平に轉訛す。蓋し此地を古書日向と爲すものは、其境域頗る密接するを以て、古人の相混したるに因るなるべし。

### 第四十九章 大野の古刹

#### 第一 蓮城寺

三重市街の南方約七合許りの處にあり、著名の古刹にして、開基は遠く 敏達天皇の御宇にあり、觀世音の像二体を安置す。

#### 第二 醍醐寺

大野郡養老村字酒井寺にあり、天平勝寶四年釋正覺此地に巡錫して、偶々酒泉の出づるを認め、是れ靈區なりとて一淨刹を建て、名づけて酒井寺といひ、世々台教を奉ず。後大友親秀の第八子僧となり、此に住す。天正以降廢寺となりしを、岡藩主中川久



清修復して碧雲寺天南老師閑靜の地たらしめしより今の寺號に改め同時に臨濟派の禪門となる。

豊後國志に豊日志を引きて曰、土師氏女有り、其母酒を嗜めども、家貧にして得ること能はず、其女百方勞苦之を給す、適ま一雁眉來り教へて曰く、某處に醴泉あり、以て之に充つべし、且善く齡を延べ疾を醫すと、遂に山下を走りて覓むれば、則石罅泉有り、之を嘗むれば味醇美なり、大に喜び、日に汲んで之を供す、郷里之に頼りて其の孝徳を感敬す、乃今の酒井なり云々、蓋し養老の村名も亦之に起因せるものなるべし。

### 第三 普光寺

大野郡上井田村大字上尾塚にあり、眞言宗古義派なり。敏達天皇十二年、日羅の創始する處にして、初め普光山筑紫生寺遍照院と稱せしを、寛文二年岡城主中川久清筑紫山普光寺と改稱せしむ。寺院の側に二大法窟あり、其の一には、大日如來の靈像を安置し、窟上に堀直方の書せし、筑紫山普光寺の六大字を彫刻す。字體彫刻共に頗

る靈妙なり、巖壁に日羅の刻する所なりといへる佛像あり。

## 第五十章 藤北の舊跡

### 第一 鎧ヶ嶽城址

大野郡東大野村に在り、神角山一帯の連峯中、翹然として其東部に屹立せる一嶽なり、頂上に登れば、南方板井田代、藤北田中の各村を近く脚下に俯瞰し、西は烏屋田夫時の諸村を隔て、遂に朽網阿蘇の諸峯を望み、東は高野、土師より緒方郷の諸村を瞰下し、北は小原、荷小野の諸村より遠く別府、日出、杵築の市邑、及び豊後水道の全幅を一眸の中に窮め、頗る壯觀なり。城は半腹に在りて、今尙墟を存す、是れ戸次氏の據る所にして、長籤柳ヶ臺、馬立塲等の跡、歴然たり。

井樓築聞云、梅岳<sup>連</sup>公、其先出自大友氏、大友親秀第二子重秀居豊後大分郡戸次莊、因以爲族、重秀生時親、時親十世孫親載、徒大野郡藤北鎧嶽親載生親貞、親貞生惠徳



公諱親家、惠徳公、娶由布惟常女、由布氏、藤山原八幡祠有、娠以永正十年三月十七日、生公於鏡嶽城中、鏡河原館、故幼字八幡丸、大永六年夏六月朔、公年十四、豊侯義鑑召冠之、公宮賜偏名名鑑連、及長、顯敏、驍勇、絶人、育士、恤民、恩惠備至、云々、

### 第二 常忠寺趾

大野郡東大野村字藤北に在り。大友能直の菩提所にして、其墳墓寺中に在り。其位置は鏡ヶ嶽を距る南一里許にして、地勢丘阜に沿ひ、後背に一叢の竹林あり。境内の廣さ約一畝歩許にして、一字の草堂あり。阿彌陀堂と名く。堂内に藏めたる棟札に記する所左の如し。

常忠寺再興記、豊岡岡藩藤北莊常忠寺國初第一之道場也、雖有數多堂塔、而天正中爲見焚燒也、寶永中、本田善輝造立一字星霜已久、莊殿稍廢、於是善輝會孫等、發再興志、鄉中戮力修補、不日而復舊矣、願以此功德上報四恩、德下利四生、類同共成佛道、文化三丙寅載正月吉祥、大恩寺宿智 謹識、能直の墓は堂背石磴十數級を登り、廣サ二三十歩許の平地に在り、側に大小十四基

の石塔あるも、藓苔面を封じて文字悉く腐蝕せざるはなし。

### 第三 勝光寺趾

常忠寺の西南七八丁の處に在り。境内の廣さ常忠寺に比して、殆ど二倍以上に及ぶものあり。前は水田にして、後背に草林を負ひ、半ば埋れたるも、規模宏大なる泉水あり。本堂は間口二間、奥行三間の草葺にして、別に一棟の厨裡あり。本尊は不動明王の坐像にして、其長二尺許あり。傳へ云、弘法大師の作に係るものなりと、本堂の東に壯大なる石塔あり。又泉水の向岸には一字の祠堂あり。境内の周圍に、整然として殘れる老杉の切株は、何れも連抱の大木ならざるはなく、今や悉く伐截せられて、森々天を蔽ふもの無しと雖ども、物寂びたる満目の景光は、當年の盛時を追懐するに足り、人をして覺るに感慨の情に堪へざらしむるもの多し。何人の作なるを詳らかにせざるも、寺記の一端に左の句を載せたり。

壽永山の大聖明王は、大友氏の祈願所なり、今は荒地となりて、狐狸の住家となれり。



いしすゑは朽ちて跡なし藤の花。

#### 第四 神角寺

大野郡西大野村宇鳥屋神角山上に在り。神角山は危峰翠を疊み、衆山秀を聚め、其最も高きものを聖寶嶽と云ひ、次を如意峰と云ふ。即聖寶法師法を此處に修する後如意を瘞めたるより此名ありと。又觀國峰あり、登臨最も壯觀を極むるものあり。神角寺は、欽明天皇三十一年、新羅國の僧某來りて靈嶽の秀絶を愛し、此山中に隠る。嶺上一池あり、夜々異光を放つを見る。遂に觀音大士の金像を感得し、一字の草堂を結び之を安置す。後三百餘年を経て、聖寶阿闍梨、錫を此に駐め、大に寶殿堂宇を興し、子院三十六區を建立し、輪奐壯麗儼乎として名藍の如く稱して西海の高野と云ふ。其後屢々兵燹に罹り、應安中大友氏更に六坊を建てたるも、復荒廢に歸し、今は惟僅に東北二坊を存するのみ。建久七年大野九郎泰基、此に據りて大友能直に叛し、遂に戦死す。山頭に其墳墓在り。

#### 第五 鳥屋山城址

大野郡大野村鳥屋山上に在り。大友の長臣、一萬田參河守鑑實の城く所にして、山麓に鑑實の館址あり。一萬田鑑實は、天正十四年本城に在つて鳥津軍に降參す。

### 第五十一章 沈墮瀑

#### 第一 瀑布の偉觀

大野郡大野村字矢田に在り。大野緒方二川の水諸溪流を導きて此に至り、合して一となり懸崖より下る。瀑の高さ九丈餘、濶さ百餘步、其潭深うして測る可らず。崖上は危石磊々として、尖起するもの鋒を列ぬるが如く、激水急湍觸衝して其間を下り、直垂分れて十三條と爲り、遠く之を望めば宛然氷柱を列立するが如く、近く之を觀れば、白龍の雨を驅して百雷の怒呼するに似たり。雌雄兩瀑あり、以上を雄瀑とし、一丁許をり、隔て、雌瀑あり、高さ十餘丈、幅一丈餘あり。



飛流直下匹練懸るがごまじ。

第二 詩歌

沈澗瀧

石川 丈山

峰巒一派掛長虹。亂溜散漫烟霧中。嶽白銀河波底出。白龍倒下碧雲宮。  
竦傑巖涯不測淵。驚湍急峽眼如眩。高源漲落飛冰雪。萬馬千雷吼泐川。

同

堀 木 庵

飛流如雪又如虹。人骨清冷一望中。高直明々奇絕處。却疑素練落天宮。  
飛瀑落來沈澗淵。淵深巖峻忽爲眩。古今此處號男女。盟久千年山與川。  
天正中近衛龍山前關白公薩摩に左遷の時當國主大友宗麟を訪ひ此に遊覽し給ひて詠み給ふ歌あり。  
布引を甘あまりを重ぬとも麓になりぬ豐國の瀧。

第三 記事

古蹟名寄に云ふ、僧雲舟爰に來たり瀧の眞景を寫ししもの有りて、大友氏に傳ふ、後肥後の加藤氏に贈れり。加藤氏亡びて徳川氏の御物となり、後又津輕家に賜ふとぞ。山鹿素水の話あり。岡中川家には、狩野常信が雪舟の圖を、再模せしもの有りとぞ。聞きつる云々。又天正中大友義統此瀑布を観るの事を記するものあり。即撮要記に云ふ、尾形郷有靈瀧名陳澗瀧我豐州溪川多其秀曰魚回又曰龍門曰蛇生瀨獨以尾形陳澗爲最也。水經百步岸高十丈大水超一瀑。小水裂而十三陳列澗。因得陳澗之名矣。傍有小河阻岸落是曰妻瀧二瀑相倚大江鼓波浪湧峰鳴其聲勢風雷所不如也。來觀者不敢久立皆慄然而退寔是州中之絶觀也。義統聞之自有智山到尾形路得此瀑因題二詠。  
誰從天上決銀漢。陳澗十三瀧一岩。近比人々口如啞。只聽雷聲起深潭。  
瀑流岩畔暫延佇。都共水聲隔一関。此是觀音三昧院。幾多遊子等閑看。



## 第五十二章 直入の山岳

### 第一 祖母山

祖母山一に姫が嶽といふ。直入郡の南端に在りて、豊後肥後日向の境上に屹立す。其高さ海面を抜く五千八百尺。山嶺に豊玉姫命の鎮坐あり。豊玉姫命は、鷓鴣葺不合尊の御母海神の女なり。然るに神武天皇は、鷓鴣葺不合尊第四の御子なるより、豊玉姫命は即ち同天皇の祖母に當らせ給ふより、此山を名け祖母山と稱す。

### 第二 黒嶽

直入郡阿蘇野村に在り、高さ海面を抜くこと五千百三十五尺餘、四面絶壁にして、枯柏蒼蔚、遠く之を望めば常に黒し。仍て黒嶽の稱あり。此山古來神山にして、人の能攀る者なく、適躋る者あれば必ず途に迷ひて還らず。或は神怪に遇ふと傳へたり。曾て

岡城主中川山城守久清山入善く絶頂に到り得る者を募り、命じて火を舉げしむ。而して登者の烽皆な山の半腹にありと。

豊後事蹟考云、相傳ふ此山に仙都あり、古昔一樵夫深く分け入りし時、會ま二老叟の相對して、碁を圍む者あるを見る。其時異人顧みて言へらく、此處汝等が來べき所にあらず、速に去れと。されど、樵夫歸らんとして途を知らず、乃て異人米の漸を流して教へて云ふ、此水の流れん方に去れと。樵夫之に従ひ、僅かに下るを得たり。後再び登りたるも、更に其處を知ることなかりしと。又、嵯峨天皇の宮と言傳へて、大社あり。毎年十月十五日、神保會とて祭禮あり。此宮に大友家より、代々神馬を献じけるに、政親の時献じたる馬放れて失せけるが、義鑑の時凡そ五十余現れ出でて牛馬を啖ひ、人を啖ひけるにぞ、大友の勇士大久保藏人、城後因幡の二人、夜密かに出で、此山に至り、遂に之を殺しぬ。世に是を馬鬼といふ。大さ常の馬を二つ合せたるばかりにして、眼輝り、鬣の長さ地を拂ひ、口廣くして、鼻の内の赤きこと朱を注ぎたるが如し。後是を一社にいはひて、其社今塔の原といふ處に在りとぞ云々。



## 第三 大船山

一に大仙に作り、豊後遺事大扇とす。一説に山形船を覆すに肖たり。仍て名づく。九重山其西に聳え、黒岳其東に峙ち、連山巖々として郡の東北を劃す。山は高さ五千八百九十七尺、頂に達するの里程三里餘とす。豊後國志云、山勢西北聳肩、東南躡足、掖兩山、起起于前、故名前嶽。自麓至嶺三里而近、連亘亦三里許。嶺有池、澗二百步、其水清冽、常滿。池側奇石怪巖、列立崔嵬、中有石祠、稱大船山、明神、繞祠至池畔、池畔有石楠、躡躡多生、皆矮偃、花時如繡錦、燕子花、胡蝶花、最矮小可愛。山北一峯屹立、名觀國、上平如砥、壯觀。四顧有小魯之想、相傳風土記所云、大垣燎之基、即此下峰一里、名石表窠、有昔時石表趾、其傍有岡主宅兆、深樹鬱茂、其南有望月巖、登之則直入大野兩郡之域、一目盡之、麓有一大石、名殺生、昆虫觸之即死。

## 第四 九重山

大船山の西に在り、高さ之と相伯仲す、されど其廣大は、大船山に三四倍するものあり、山足の周廻六七里、高峰八九、深谷無數にして、形九山の相合するが如し、故に九重山の名ありと云ふ。南面第一峰上に二大池あり、一は空池にして水無く、深さ三百仞、一を猪鹿狼寺と云ふ。池水深々として湖の如く、其深さを知らず、神異常に多くして、衆皆な之を懼るといふ。岸側に磐石あり、面平坦にして十數人を座せしむに足る。蓋し拜神の處とす。虎杖窠、鳴子平等最峻阪なり、其後峰に詞あり、綏靖天皇を祭り、以て此山神とす。延暦以降之を祭る。僧房三四區あり、皆修驗道士たり。前嶽の後に當るを三叉山と云ふ。其西北を硫黄山と云ふ。常に火あり、其側巖崖峭壁數百丈、其上坐すべきものを羽客、游息巖と云ふ。此より此一峰を下れば、則ち玖珠郡界にして、其阪甚だ峻し、其西を天狗嶽と云ひ、南面第二三峰は、皆幽僻にして、狀すべからず。其下一山を饅頭と名づく、形覆盆に似たり。濃碧瀟灑、其下水あり、赤川と云ふ。水色丹泥にして、石皆な染む、流れて西に向ひ肥後に入る。



### 第五十三章 直入の古跡

#### 第一 蹶石野

直入郡阿蘇野村石上にあり、豊後風土紀云、景行天皇欲伐土蜘蛛之賊、幸於柏峽大野、中有石長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈曰、朕將滅此賊、當蹶茲石、譬如柏葉、而即蹶之、譬如柏葉、因曰蹶石野。

箋釋豊後風土記云、此註曰、在柏原郷中、恐非、蓋日本紀曰、柏峽大野、故斷爲柏原、然柏原寇賊所屯、於事理不可妄入、敵地且蹶石禱神也、案日本紀曰、即留于來田見邑、權輿宮室居之、仍與群臣議討賊、所謂蹶石、當在此地方、當時所禱三神、有直入中臣神、其詞在朽網中野村、祭石爲神、稱石神明、其石大小稍相近之、然則蹶石野乃其地方野而蹶石、乃此石歟、其三神直入物部神、在朽網社家村鶴田、稱初山八幡、志賀神在大野郡志賀村、稱若宮八幡、與前所稱直入中臣神俱爲三歲時奉祀云々。

今阿蘇野村石上に蹶石の碑あり、嘉永中、里正波多野莊左衛門の建つる處にして、其文は岡藩の士古田重剛の撰する所なりと云ふ、即ち左の如し。

#### 阿蘇野石上蹶石之碑

直入中臣神、俗稱石上神明、景行天皇討土蜘蛛賊時、所禱三神之一也。

嘉永二年己酉秋月 里正波多野莊左衛門光親建

#### 第二 宮處野

直入郡都野村大字佛原に在り。景行天皇土蜘蛛誅伐の時、車駕を來田見邑に駐めさせ給ひ、權に宮室を興させ給ひて、居給ふ所の遺趾なり。

日本紀云、天皇即留于來田見邑、權輿宮室居之、豊日志、景行天皇次于朽網、作行宮、居焉、議討賊之事、其地名宮園、後人立祠奉祭。

豊後風土記曰、起行宮於此野、名曰宮處野、箋釋云、蓋宮處野宮園方音相近、按嵯峨祠在其近、故後世相混、惟餘一祠、單稱嵯峨祠、景行祠遂廢、今詳舊趾、即宮園南有一頃田、土俗相傳曰、天皇警蹕之處、不敢糞穢、其側有泉極清潔、名御供水、衆皆畏敬云々。



### 第三 蜘蛛塚

直入郡菅生村字塚原に在り。箋釋豊後風土記云、今郡西南曰菅生邑、其西有小塚村、村中有古塚、周圍十餘步、其上叢樹鬱茂、故名小塚村、土人云、昔者殺土蜘蛛、瘞之爲墳、故曰蜘蛛塚、其東三百步、有祠曰禰疑野明神、奉祀。景行天皇。

### 第四 血田

直入郡菅生村字塚原に在り。蜘蛛塚を距る東一町餘にして、地面凹狀を爲せる所あり。箋釋豊後風土記云、血田在柏原郷小塚村南、水田東西二十步、南北十餘步、田水赤色爲異耳、云々。

### 第五 海石榴市

直入郡白丹村大字白丹字稻葉に在り。景行天皇已に鼠石窟賊、白青を稻葉川に誅伐し給ひ、夫より再び兵を勅して、禰疑野に到らせ給ひ、餘賊打獲、八田國麿の三賊を

誅し給ふ。時群臣に詔して、海石榴樹を伐採らせ、椎を作りて兵と爲し、猛卒を簡んで兵椎を授け、以て山を穿ち、草を靡し、土蜘蛛を襲うて悉く之を誅殺せしめ給ふ。時に血流れて蹊を没す。其椎を作りし處を海石榴市と言ひ、亦血を流す處を血田と云ふ。

### 第六 鬼巖屋

直入郡菅生村大字小塚字朝鍋に在り。懸崖絶壁、高さ百餘尺、前溪流に臨み、巖穴廣さ百人を容る、是れ三賊打獲、八田國麿等の巢居せし所なり。

### 第七 七ツ森

直入郡菅生村大字國方に在り。古木鬱蒼たる叢林中に、七箇の小阜あり。豊後國志云、皆封じて樹す、接列するもの七、舊大塚村と呼び、七塚と名づく。又一處小塚村に在り。皆景行天皇滅し給ふ所の土蜘蛛の墳墓なりといふ。一説に、其墳墓の頗る壯嚴なるより考ふるに、是れ或は賊墳に非ずして、官軍の戦歿者を埋葬したるには非らざるか。此地を呼んで國方と稱するも、或は御國方にして、即官軍方と云ふの意ならん。

第五十三章 直入の古跡 第三蜘蛛塚 第四血田 第五海石榴市 第六鬼巖屋 第七七ツ森 二一九



### 第八 朽網山

九重、大船、黒嶽の三峰、鼎の如く峙立して、其の脈の相合する所、之を總稱して朽網山といふ。

萬葉集 朽網山夕ゐる雲のうすらかは我はこひんな君が目をほり。  
夫木集 朽網山くちたてりと思ふらむ、忘れぬ谷の松のふる枝は。

### 第九 我鹿屯倉址

直入郡岡本村字小野に在り。日本紀安閑紀云、二年五月置豊國我鹿屯倉とある是なり。屯倉は租税を納むる倉庫にして、主税寮の司る所なり。

### 第十 名欲山

直入郡岡本村に在り。名欲山一に鉢山といふ。即木原山なり。日本書紀に城原とし、萬

葉集名欲とす。藤井連廣成は、外從五位下にして、天平七年二月豊後介と爲りし人なり。連、名欲山の歌萬葉集に載す。

あすよりは我は戀ひんな名欲山、石踏ならし君が越えなは。 名欲娘子  
命をし待久しかれ名欲山、岩踏ならしまたくもこん。 藤井 連

### 第十一 阿鹿野

直入郡城原村大字下坂田に在り。豊後國志云、我鹿後作阿鹿方音相通、今呼曰阿鹿野。舊指阿鹿野炭竈、刈小野等地方曰阿鹿野云々と、今直入郡上坂田村の山林中一基の碑あり、其面に記する所左の如し。

豊後國直入郡上坂田村の農夫新藏といふ者、文化七年庚午十二月夢の告ありて、其後東山大明寺觀音の後の山より、唐金の筒三ツ掘出したる内に、法華經を納めたるあり。其由岡城に訴へしに、古へ埋みたるも由あるべければ、經筒のまゝ元の所に能く埋み、上にしるしの石建置べき仰ありしそのあらましを記す。固よりこの所は、往古慶雲山淨土寺といひ、後に西法寺ともいひし精舎の廢址にて、大明寺

第五十三章直入の古跡第八朽網山第九我鹿屯倉址第十名欲山第十一阿鹿野第十二陽目湯二二



の末院なり。天正の兵火に罹りて跡かたなく、今僅かに山林田畝の間に名のみ残り。

文化八年辛酉二月建之

### 第十二 陽目瀑

直入郡柏原村字陽目の肥後界疆にあり。俗呼んで白水の瀑、又いづみの瀑と云ふ。兩岸の碧障屏を立つるが如く、瀑の高さ五六丈、濶三丈餘、巨石正面に當りて、瀑三條に灑散し、其下怪巖奇石多く、且つ無數の石罅より幾百條の水晶簾を懸け、奇觀一に言ふ可らず。千種有功卿此瀧を詠するの歌あり。

豊國のくにのたからといはまより、湧きて泉の瀧の白玉。

## 第五十四章 玖珠の諸山

### 第一 斷株山

玖珠郡萬年村にあり。山容恰も大木の切株に似たり。高さ里許、周回殆んど二里餘あり。頂上は平坦砥の如し。傳へ云ふ、古昔一大樟樹あり、高さ幾千尺なるを知らず。其の樹自ら倒れ、斷根化して石となりたるもの、即ち之れなりと、豊後風土記に云、昔此の村に洪樟樹あり、因て玖珠郡と云ふと、蓋し之れ其の謂ひなるか。

### 第二 平家山

玖珠郡飯田村の東に在り。元暦の亂、平家の亡徒此に逃る。因て此稱あり。山中蘘荷谷、鬼燈谷、水仙谷等、有て各其物を産し、又他種を交ゆることなし。



### 第三 萬年山

玖珠郡萬年村に在りて、高峻を極む。山麓は、山浦、小田、中山、田瀬、戸口、栗野、引治、菅原の七村に連亘し、西南日田の數村に跨り、周回凡そ八里餘あり。山嶺里餘の平地あり。全山躑躅樹を以て掩はれ、其株皆短矮にして細葉なり。花發くの季は、其色殷紅、宛然耕甍を敷くが如し。又山中四十餘ヶ所の洞穴あり、常に雲霧を吞吐し、造化自然の大觀を呈す。

### 第四 藁包阪

玖珠郡山田村角木阪の南十餘町、萬年山の下に在り。山石層々として藁包カサネを積むが如きの狀あり。石實皆圓にして長し土人傳へ云ふ、古昔戦争の世、多く鹽を此處に積みしもの、戰敗れて遺棄し去る、後漸く化して石と成る。今に至る迄、天陰の日は、石滋ひて其液鹽味を含むものありと。

## 第五十五章 田野千町蕪田

### 第一 原野の奇觀

玖珠郡南山田村にあり、東西二里餘の渺茫たる曠野なり。葎藪薄一面に生ひ茂りて水氣滋く、仲秋の頃に至れば、出穂恰も萬頃の田園を望むが如く、且つ其の色に區劃ありて、早晚、稻種の一様ならざるが如き觀あり。土俗傳へて、往昔朝日長者の住ひし遺址なりといふ。當今三十有餘戸の移住民ありて、専ら開墾に従事し居れり。又た千町蕪田と相接して、無數の牛馬を放牧せる處あり。大分牧場と呼ぶ。

### 第二 七奇事

千町蕪田に七種の奇事ありとて、古來土俗の傳ふる所あり。即ち其一を鳴川と言ひ、千町蕪田の南方に在る細流にして、水勢小なる其二を音無川と言ひ、千町蕪田に在り、前者と反對に、石に激して能く鳴る其鳴聲、數町の外に聞ゆ。其二を音無川と言ひ、千町蕪田に在り、前者と反對に、



て水聲の聞ゆ、其三を念佛水と言ひ、小渠の細流人聲を發して佛名を稱へ、強く其岸を踏むるものなし。其四を雪中の碧梅と言ひ、其五を霜下の青蓼と言ひ、其六を不斷の雙鶴と言ひ、其七を殺生石と言ふ、而して丹頂の鶴一番常に此地を去らざるものは、昔日長者畜ふ所の物なり、又殺生石は、處々に在りて飛禽走獸一たび之に觸るゝ時は即ち死すといふ。

### 第五十六章 雪ヶ嶽城址

日田郡前津江村大字大野に在り、長谷部信連の據りたる所なり、後稱して津江殿と呼ぶ、傳へ云ふ、承安中高倉宮源三位頼政と事を謀り、半途にして敗れ、頼政は宇治平等院に於て自刃し、宮は流矢に中りて薨じ給ひ、長谷部信連逃れて九州に下り、雪ヶ嶽に城き、數世此に居ると、而して津江氏は信連より出づ、津江殿系圖を見るに、始祖義信菊王丸長坐太郎津江新太郎と號す、治承三年己未十一月五日、京都三條高倉に於て誕生、左兵衛尉長谷部信連の嫡子、實は後白河院第二王子以仁親王子懷胎八月にして菊前を賜ふ、信連又錦の御旗、淡竹笛を賜はる、建久四年癸丑、大友左近將監能直、豊

前豊後兩州の守護として、豊州府内に下向の時隨順し、同五年津江山領となる、年十六にて在城し、寛元二年丙午十二月八日逝去、六十八歳、而して津江は廿六代信茂に至り、延寶中斷絶すといふ。

### 第五十七章 日田の古跡

#### 第一 鏡 阪

日田郡高瀬村大字上野に在り、景行天皇筑後生葉の行宮より、日田に到らせ給ふ時、登覽し給ひたる處にて、今阪上に祠あり、同天皇を崇祭す、豊後風土記云、昔者經向日代宮御宇天皇、登此阪上、御覽國形、即勅曰、此國地形似鏡面哉、因曰鏡阪、斯其緣也、同箋釋云、今登臨于此山、翠圍繞郡表、其中豁然平圓、真如斯言然。

鏡 阪

釋 道 寧

翠華仙仗出明光、方岳陳詩布典章、四載經年隨夏后、八龍竟日逐周王。

第五十六章 雪ヶ嶽城址  
第五十七章 日田の古跡 第一 鏡阪 第二 會慶宮の古址 第三 五馬山 第四 三隈川



畫旗影共浮雲變。玉佩聲成流水長。唯有口碑傳聖跡。春風花木自芬芳。

### 第二 會處宮の古址

日田郡日田町を距る東北十餘町の所に在り。是れ傳云ふ。成務天皇五年乃烏羽宿禰に命じて日田の國造と爲す。宿禰朝負に居り、常に民庶を會して耕作の事を教ふ。遂に其居を名けて會處宮と云ふ。

### 第三 五馬山

日田郡五馬村五馬市に在り。數山連接して其形恰も馬の臥したるが如し。風土記云。昔者此山有土蜘蛛名曰五馬媛。因曰五馬山。飛鳥淨御原宮御宇。天皇天武天皇御世戊寅年。大有地震。山岡裂崩。此山一峽崩落。温泉處處々出。按に戊寅は天武天皇即位の七年なり。日本紀廣二丈。長さ三十餘丈云々あり。蓋し湯氣熾熱。炊飯早熟。但一處之湯。其穴似井。口徑丈餘。無知淺深。水色如紺。常不流。聞人之聲。驚慄騰沸。一丈餘許。今謂慄湯是也。

### 第四 三隈川

豊後風土記に所謂日田川是なり。玖珠川大山川の二水相合して。井手小淵を下り。北高瀬を経て。上野に至り。分流し。日隈の山足を夾繞して。其南するを大牟川と言ひ。北するを隈川と言ふ。水石鄰々として。石瀬激湍。響雷の如く。山翠映發。奇勝觀るべきもの多し。二水友田の鈴淵に至て再び合し。更に花月川を合て。西流。筑後に入り。筑後川と爲る。即ち日本三大川の一なり。此河流に産する年魚は。肥大にして。頗る美味あり。

## 第五十八章 閤無濱

### 第一 磯汀の風光

下毛郡中津町の東北十町許の處に在り。一に龍王濱と稱す。一帶の磯汀。白砂遠く連りて。また塵芥を留めず。老松枝を交へて。長へに琴聲を弄し。眼を周防洋上に放ては。



防長の雲山遙かに一髪の青を送り、漁家垂戸の間點々白帆の隠見するを見る、古來著名の勝地にして、吟詠の和歌少なからず。

萬葉集

吾妹子の赤裳ぬらして植ゑし田をかりてをさめんくらなしの濱。

同

くるあまのそこらかりおくみるめをはいづくにつまんくらなしの濱。

夫木集

來る海人のそこらかりおく海松をばかりておさめん間無の濱。

九州道之記

米舟は國々よりもつきにけりあけてもつまん間無の濱。

### 第二 間無濱神社

磯頭に宏大壯麗の神社あり、即ち間無濱神社といふ、祭神は豐日別命、豐玉彦、安曇磯良にして、末社に祇園社、住吉社、嚴島社、惠比壽社、稻荷社、合拜、星辰社等あり。

### 第三 神社の由緒

宇佐八線宮縁起に云、皇后將征異國、于時白髮老人來奉導、曰、磯鹿島有安曇磯良者、宜召之、借干珠滿珠於海神、と見たる、即ち是にて、此は住吉大神の權りに磯良と顯れ給へるなりと傳ふ、又同社由緒に云、崇神天皇御宇、御治世紀元五百六十四年より六百三十一年迄奉鎮せし神社なり。聖武天皇天平十二庚辰年、太宰大貳藤原廣嗣謀反す、時に大將佐伯常人、阿部虫丸、義應十三世之祖神主富磨をして、朝敵退治の事を祈らしむ、藤賊誅戮之上、兩將軍甲冑弓箭を奉納し、大神の靈驗を表し、奏して富磨を六位に叙し玉ふ、又、光仁天皇寶龜二年辛亥年、豐前守阿部朝臣御縣三十世の祖、壹岐守高彦に命じて、疫癘鎮滅の事を祭しめ、又屢々天變のあるを以て、下毛郡の内三ヶ所の地を本社に寄附あり。桓武天皇延暦九庚午年、諸民因窮遂に小神祭をも廢止せんとするに至りしかば、豐國の大領數ヶ所の米穀を發し、民を賑はし、祭祀を中興す。朱雀院天慶四年辛丑六月、伊豫椽藤原純友、同權亮純素謀反す、大將小野好古、副將六孫王經基九州に下向し、征討の際、復た義應二十七世の祖守次へ、朝敵退治の



祈願を勵す。兩將大に感じ、中津河原在城の時、當社に參籠す。守次、宇佐の宮成氏と謀り、菱形山の城主由理氏を降す。其後、兩將軍中之地四ヶ所を選み、守次、宮成氏に賜ひ、神劔奉納あり。御宇、多院御宇、弘安四年一月、蒙古の賊兵我國を襲はんとす。同五月、豊前の前司へ院宣あり。急に大神の社に祈らしむ。義應十八世の祖、大和守義繁、神輿三殿を澳に行幸し、燈賊降伏を祈る。満日の夜、龍燈海上に輝き、西天に飛去す。忽大風起り、賊船數萬悉く海底に沈む。翌壬午年、豊前守へ勅命を下し、本社末社修理あり。五月五日、遷宮式を執行す。流鏑馬あり。永く例とす。爾後三月三日之を行ふ。神宮社家神子各職を奉じて神役を掌る。但右院宣其他資器等、大友の兵火に罹りて焼失す。亦右神領七ヶ所の地も、自然皆無となれり。亦先年黒田家、細川家、小笠原家等領主たりし時、社領五十石寄附なりたり。奥平家よりは、年々銀十五枚宛寄附ありしが、其後追々相滅じ、現今銀三枚宛寄附せらる。修營の義も往古、仁明天皇御宇、承知元甲寅年、豊國の看番長神宮を修造又、後宇多院御宇、弘安五年壬午年、豊前守へ勅命あり。其後は代々の領主より、之れを修造せられしが、廢藩後、總て氏子より之れを爲せり。

## 第五十九章 雲雀床

### 第一 將軍塚

下毛郡如水村大字下池永字銷矢堂に小丘あり。茶臼山といふ。丘邊繞らすに石柵を以てし、中央に小祠あり。土俗稱して征西將軍懷良親王の墳墓とす。惟ふに親王の肥後八代郡小野郷に薨じ給へることは、歴史の明記する所にして、親王の墳墓、此地に在るべき謂れなし。

### 第二 一説

豊前志に鎮西文書編年録を引きて云、延元二年、後醍醐帝遣五辻宮三位中將某於九州爲其大將軍而左兵衛某出納其令旨。蓋其後薨於豊前豊後之地乎。未詳土人傳云、豊前國中津流川上雲雀床是征西將軍住處有歌曰、雲井にもものぼるべき身のさわ



なくて(一本地に落ちてに作る雲雀の床に音をのみぞなく。蓋し五辻宮乎と云へり。大日本史に據るに、龜山天皇第五の皇子、兵部守良を稱五辻宮と見ゆ。此の宮元弘の初近江の伊吹山の下に竄れさせ給ひしが、同三年五月土兵を率ゐて北條仲時等を番場の峯に要し、光嚴帝を獲奉り給ひし由、太平記に見えたるが、其後鎮西下向の事ありけるにや、然らば懷良親王の下り賜ひし、延元四年より二年前の事なり。日本史には後不知其所終と見ゆと書けり。五辻宮といふこと詳には言ひ難けれど、然ることなしとも云ひ難し。往年此墳墓自然毀れぬとて行きて拜み見たるものゝ物語に、石棺に朱以て納めたるが、骸骨猶崩れずして、容貌など儼然に坐ます如く、髣髴に窺ひ奉られさといへり。數百年を経たれど、能く納めたる故なるべし。

### 第六十章 耶馬溪

山國川に沿ひたる一帶の溪谷をいふ。古昔は山國溪と唱へしを、頼山陽一たび其の詩文に、耶馬の字を用ゐたるより、忽ち勝景の天下に傳へらるゝと共に、自ら稱呼も

改まりて、今は山國を口にするものなきに至れり。溪の長さ十有五里、之れに支溪を合すれば、殆んど百里に垂んとす。

### 第六十一章 東西本願寺九州別院

宇佐郡四日市町の南端に二個の大刹あり、東西兩本願寺の九州別院なり。事跡考を按ずるに、東別院は元眞勝寺と稱し、天正年中渡邊藏人入道專譽開基の道場なり。養孫正願の代、元和の年東本願寺宣如上人より、寺號木佛御影等申受け、御堂建立、歸依の門徒二千餘軒に及び、宗門頗ぶる繁榮を極めしが、第八世宗順、身持不行跡の上、西方改派相企て騷動差起り、寛保三亥年御裁許、遠島に被仰付、寺跡は公儀へ被召上、翌延享元子年眞勝寺の跡敷地共、東本願寺へ被下置、本山掛所御坊と致す。役僧差下し、輪番被付置候也云々とあり。之れ東別院の濫觴にして、其後改派の僧俗、西本願寺に乞ひ更に一寺を建立せしもの、即ち西別院なり。東別院は素と壯大無比の伽藍なりしに、御許山騷動の時、悉く灰燼に歸し、遂に舊觀に復せずといふ。



## 第六十二章 宇佐の古刹

### 第一 安樂院

宇佐郡八幡村大字森山に在り。宇佐宮成大宮司家の菩提所にて、最も古刹なり。門頭に宇佐大宮司公通の墓あり。(墓銘安樂院殿關西先守護豐筑對三州大守天宮公通大居士) 宇佐氏の系圖に依れば、天養老元年十二月二十七日、賜大宮司官符治承四年七月十五日、再補叙正三位太宰大貳、受領豐州筑州對州、叙四位之時、改宿禰爲朝臣。元曆年中、緒方維榮等惡行、後奉造立神殿、紛失黃金封之、平田別府等開發、云々、と之れに由つて是れを見れば、當時宇佐公通は居を森山村に構へ、豐筑對三州を支配して、威を鎮西に振ひたるものゝ如し。

### 第二 清水寺

宇佐郡長峯村大字清水に在り、夫木集に

宿を出で尋ねてゆかん清水寺、名に違はずは住みやとまると。

と詠せしは即ち此寺にて、養老元年、僧仁聞の開基せしところなりといふ。

縁起に云、養老元年、仁聞菩薩歷遊到此山、見山形高穩翠巖幽邃、而一條清泉湧出巖中、乃建立一精舍、中畧兩豐太守平重盛、曾仰信東山清水寺觀音自在菩薩、治承四年、悅我封内豐州有清水寺觀音自在菩薩、遣家臣彌兵衛者、造營七堂大伽藍、寄捨木部清水里水三邑、以宛齋田、又命石工樹壽塔於東麓、以爲永術護薩埵之驗也(下略)

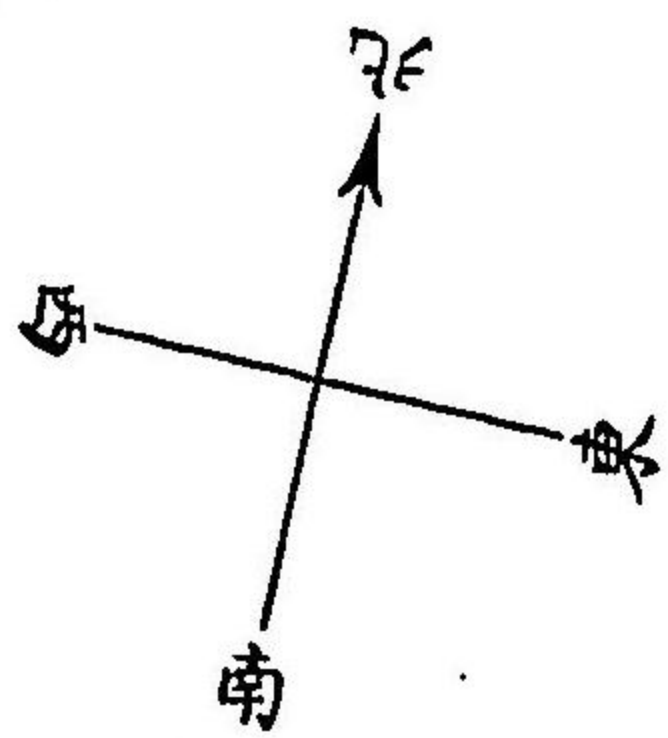
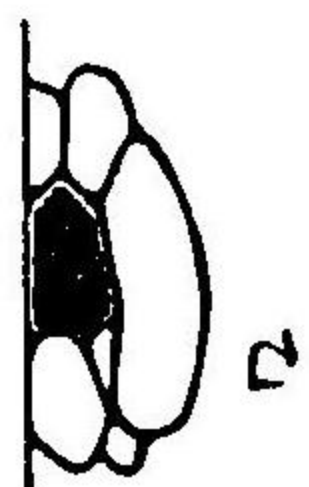
中古の兵亂に際し、梵宇殿堂悉く荒廢に歸せしを、其の後木下家定の子出雲守宗連、再興せしものなりといふ。宗連父子及び小松内大臣の墳墓寺内に在り。内府の墓は、家人等遺骨を收めて、此地に葬りたるものなるべしと傳ふ。



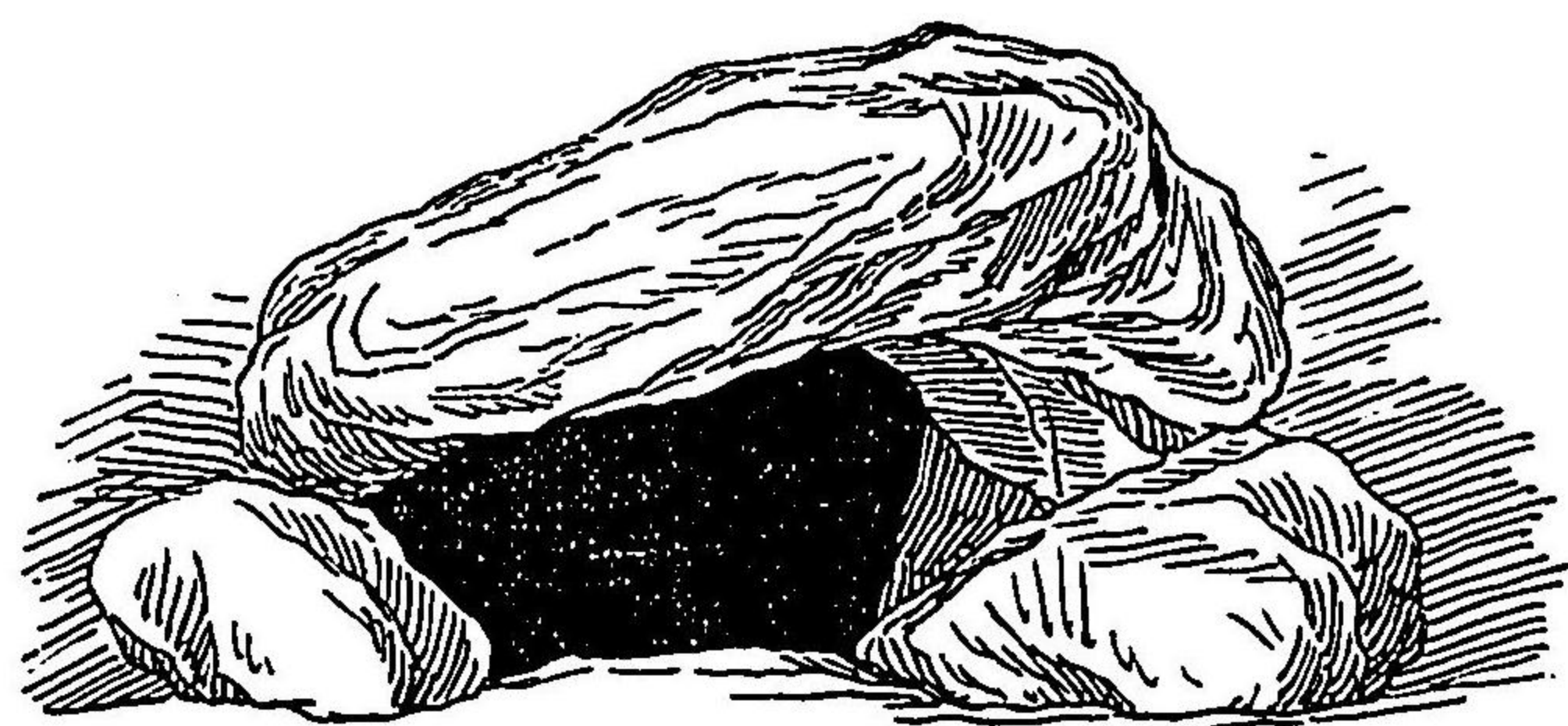
### 第六十三章 古墳

#### 第一 鬼巖屋

速見郡北石垣村に在り。土人稱して鬼巖屋と呼び、古來傳へて石窟の遺趾なりとす。箋釋豊後風土記には鼠磐窟の下に註して云、此郡速見郡朝見郷北石垣原有石窟二區、巨石築之以土封其上、竹樹鬱蒼土人云土蜘蛛巢居也、と又豊後國志にも之を鼠巖屋とし蓋土蜘蛛之賊所巢居也とて、尙ほ日本紀景行紀の文を引き、説明を加へたり。されど這は土蜘蛛巢居の遺趾にあらず、古來鬼巖屋と傳へ來りしは誤謬にて、全く上世の古墳なり。



甲 第一圖



り、今其の構造及び内部の景狀を説かんに、窟は二區ありて相距ると三十歩許、其位置は上圖の示すが如し、甲の入口は巾壹間、高さ三尺餘あるも、現今石を以て半ば塞閉したれば、僅かに匍匐膝行して入るを得べし、窟内は頗る廣潤にして、地盤より天井まで、高さ一丈二尺、其廣さ八疊敷許あり、而して積立てたる巨石は、四方とも僅か五個づゝにて、天井に達したれば、其大さ想ふべきなり。左手の天井に小隙を生じ、微かに光線を漏したるも、窟内は薄暗くして、明らかに物色を辨す可らず。又方二間許の天井も、僅か二個の巨石にて覆ひたるは、一見鬼工とも想はるゝばかりなり。其景狀、甲第一圖同第二圖に示すが如し。

次に、乙の内部は甲の構造と異にして、乙第一圖第二圖に示すが如く、窟内に三個の間取ありて、奥の一間には

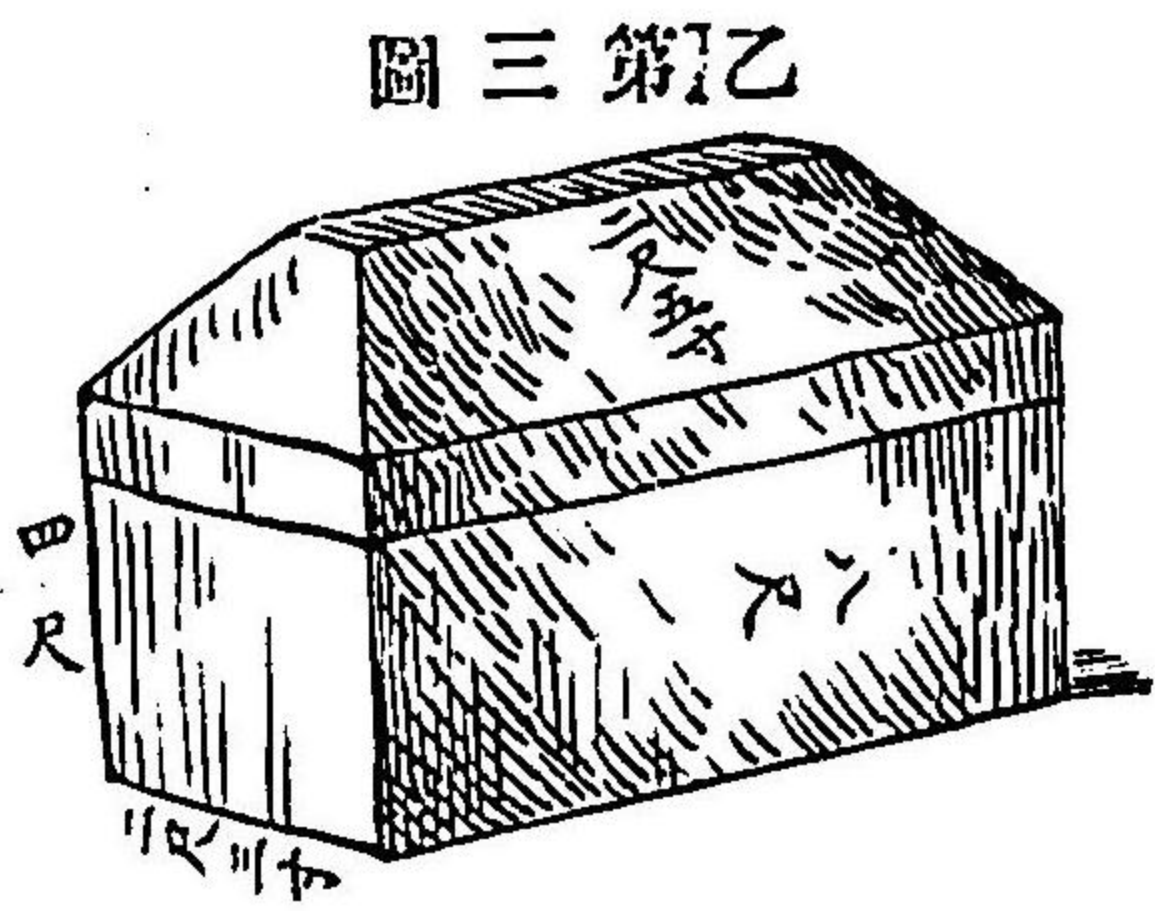
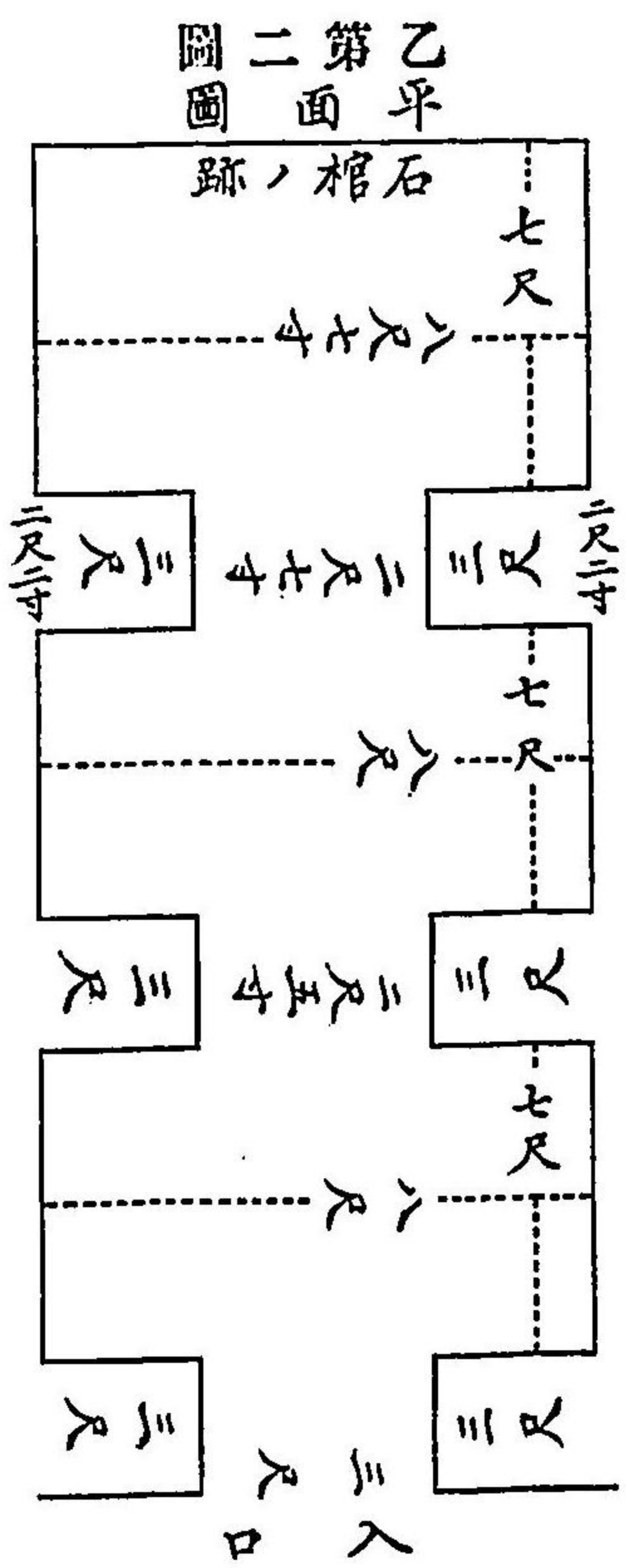




乙第一圖



乙第三圖に示すが如き石棺あり。然れど此石棺は、何時の程にか壞たれて、現今は只左右の兩側及び屋根蓋の石、斜めに落て其前に横はれるのみ。此石棺の安置より推すときは、是れ全く古代の墳墓にして、土蜘蛛巢居の遺跡にあらざること明らかなる所なり。



第二 蓬萊山



大分郡大分町字庄原に在り、傳へ云慶長九年、府内城主竹中伊豆守重隆、勢家町春日



祠前の蓬萊山を毀ち、小丘を此に築きて蓬萊山と名づけ、以て之れに代ゆと蓋し誤謬なり。土俗蓬萊山と呼ぶも、其實古代の墳墓なり。丘は鏡形にして北を背にし、南に面し、地盤より頂上まで直立十九尺あり、而して其周邊には繞らずに溝渠を以てす。其外圍は百十三間、直徑三十六間あり。南方十數歩の處に陪塚十四五個あり。

### 第三 鬼塚

大野郡東大野村字藤北に在り。一堆の小丘高さ一丈餘、廣さ三畝歩許あり。瓢形にして周邊の丘根は圓石を以て之を固め、北方を背にして南に面し、正面に一株の老松

樹蟠生す。土人稱して高貴の墳墓と言ひ、古來附近の地に牛馬を繋ぐことを禁ず。明治三十六年五月、藤北の住民其外部を測量して本丘に於ける地方、古來の所傳を附記し、以て調査の義を縣知事に出願したるが當時の測量に據れば、其高さ丘脚平道の地よりは六十間にして、丘臺の上に築かれたる塚は、南北の直徑十六間五尺、東西十六間二尺、周圍五十四間あり。古老の言に、此塚初め御塚と唱へたりしを、何時の程にか、ヲニ塚と呼ぶに至りたりと。

## 第六十四章 大樹

### 第一 吉野臥龍梅

大分郡吉野村に在り。老幹蜿蜒數十頃に亘り、春風一たび到れば、雪濤空に漲り、燕香遠く郊外を襲ふ。壯觀譬ふるに物なし。傳云ふ、此梅樹は藤原近里といふ人、建曆二年、太宰府菅原を拜し、夢中神授の梅枝を此郷に挿し、繁茂此に至れるものなりと。府内



藩主松平不審の句あり。

よしの芳野、かしこは櫻こゝは梅。

松平不審

### 第二 霧原老櫻樹

南海部郡青山村に在り、老樹二株、一は幹の大き一丈八尺、一は一丈三尺にして、其高さ共に十數丈あり、枝條繁茂して垂天の雲の如く、春風花開くの候、毎歲四月中旬をば満開の期とす。夜色皎々として、十數町外月夜の如き觀あり。

### 第三 威徳寺古松

大分郡大分町字勢家に在り、威徳寺本堂の正面に方り、一株の老松、盤根龍の蟠るが如く、幹の大き一丈五尺、蒼梢勁然として八方に延ぶもの、恰然長蛇の奔るが如く、蒼翠鬱として全境を覆ひ、東西十間、南北十五間に至り、眞に天下の壯觀たり、樹下碑を建て、松平不審同千丈の句を刻す。

松風や千代色かへぬ法の聲。

不審

松ともに、つきのぬ築ぬや法の道。

千丈

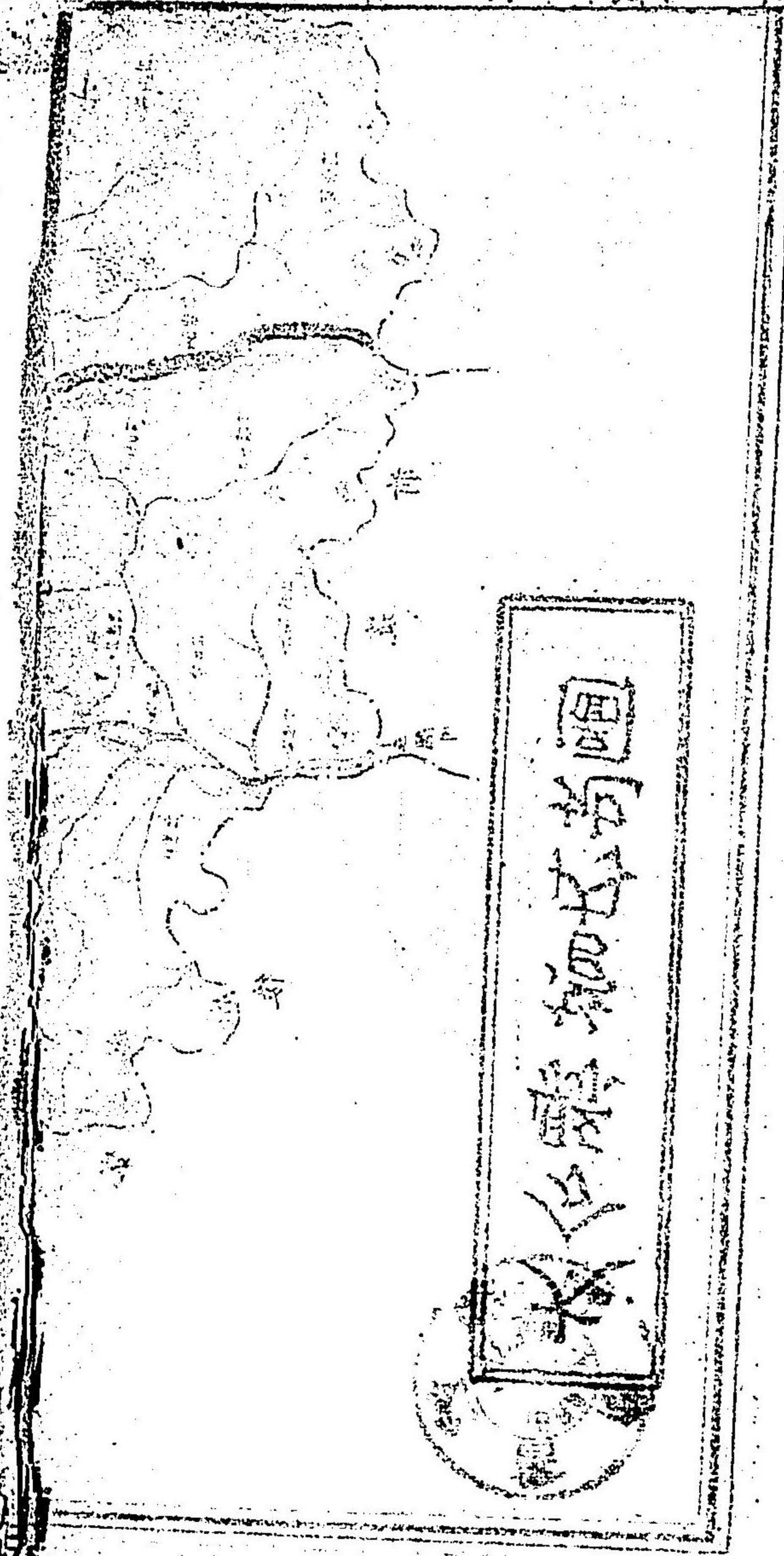
因云此寺初義正坊と號し、後改めて威徳寺とす。大友十九代義長の時、一族大友義正深く眞言に歸依し、一字の草庵を瓜生島に結び、名づけて義正坊と云ふ。明應六年、義正畿内に赴きて、蓮如上人に謁し、本願圓頓の奥義を受得す。時に上人賜ふに六字の名號を以てす。義正歸國の後、本符を改めて淨土眞宗に轉ず。五世周安の時、文祿五丙申年閏七月十二日文祿は五年十一月廿七日を以て改元して慶長とす。地大に震ひ、海嘯至り、瓜生島遂に沼没す。其後勢家に移り、一字の寺觀を再建したるが、寛永六年本山より木佛寺號を賜はれ、仍て改めて威徳寺と爲と云ふ。

### 第四 松屋寺蘇鐵

速見郡日出町に在り、松屋寺は康徳山と號し、曹洞派にして、舊藩主木下氏の菩提寺たり。境内二株の大蘇鐵あり、枝上枝を生じ、蜿蜒數頃を掩ふ。明治の初年、祝融の災に罹り、現存せるものは、舊時の半ばに過ぎずと雖ども、壯觀比を世間に見るもの稀なり。

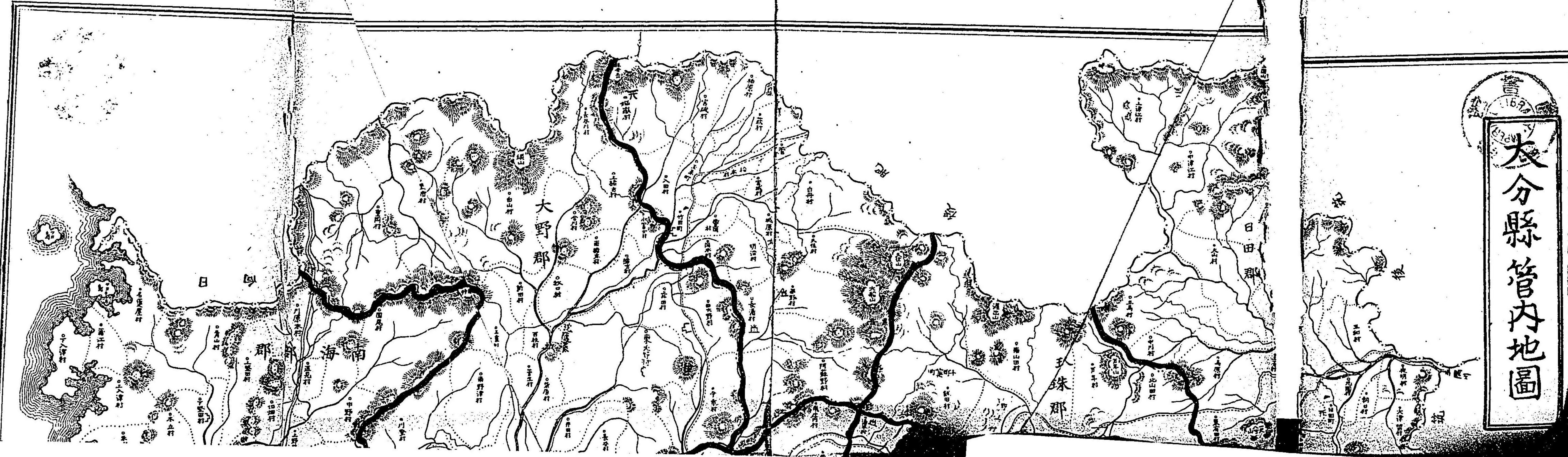


豐國小志終



151





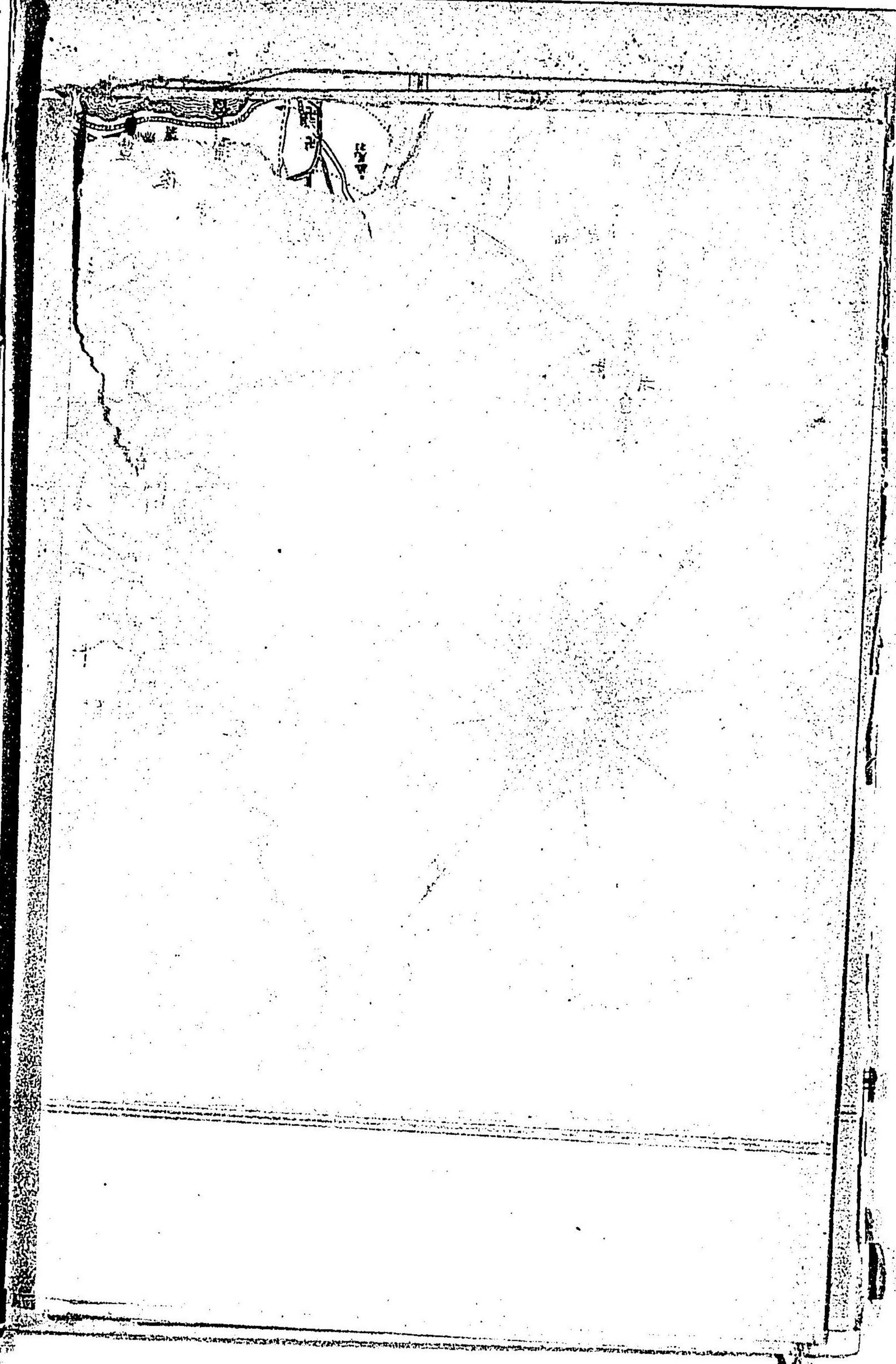
大分縣管内地圖

169









明治四十年十月五日印刷  
明治四十年十月十日發行

著 者 大 分 縣

發 行 者 甲 斐 治 平

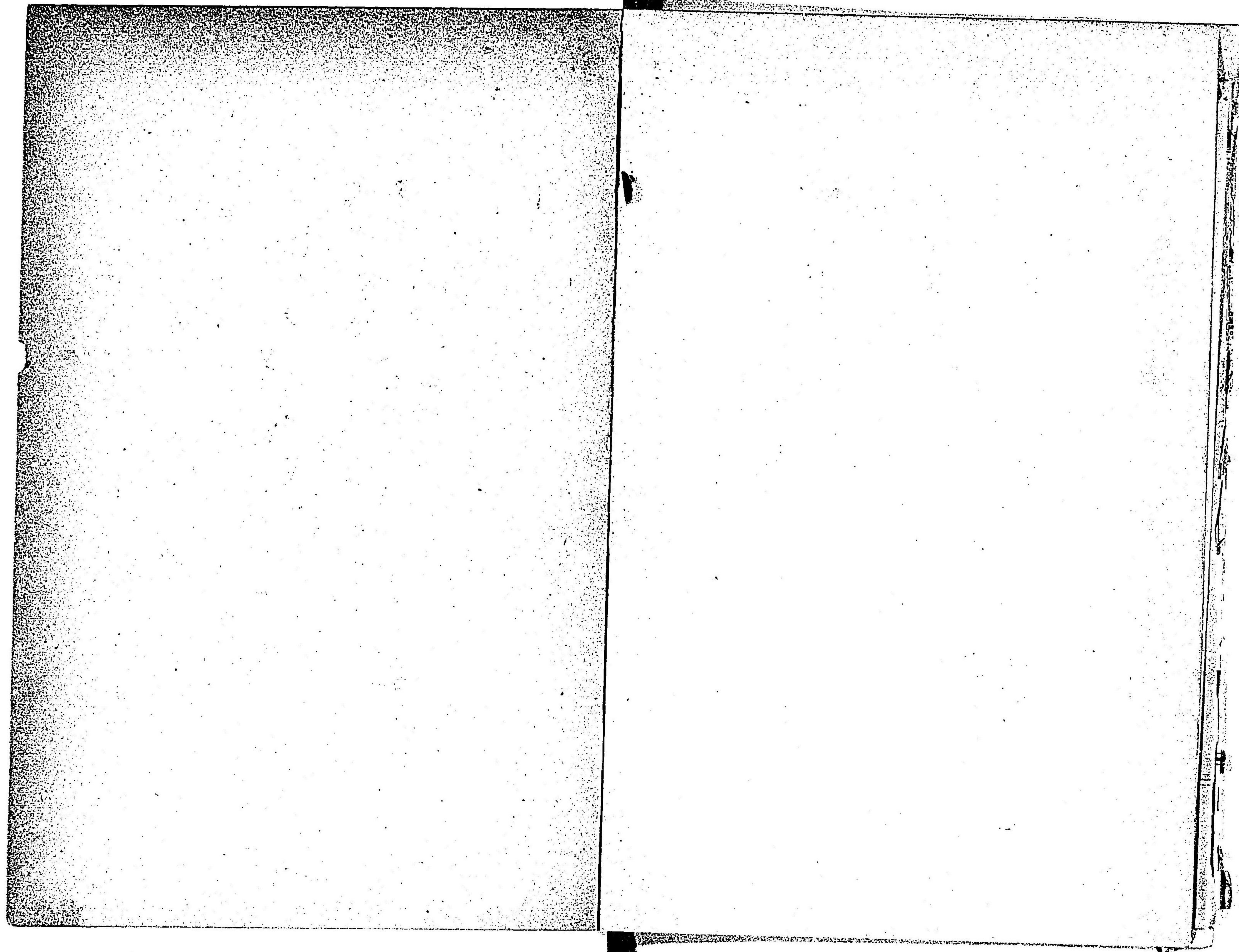
大分縣大分郡大分大字大分  
八百六十六番地

不 許  
複 製

印 刷 者 堀 越 幸

大阪市西區阿波座二番町一番地

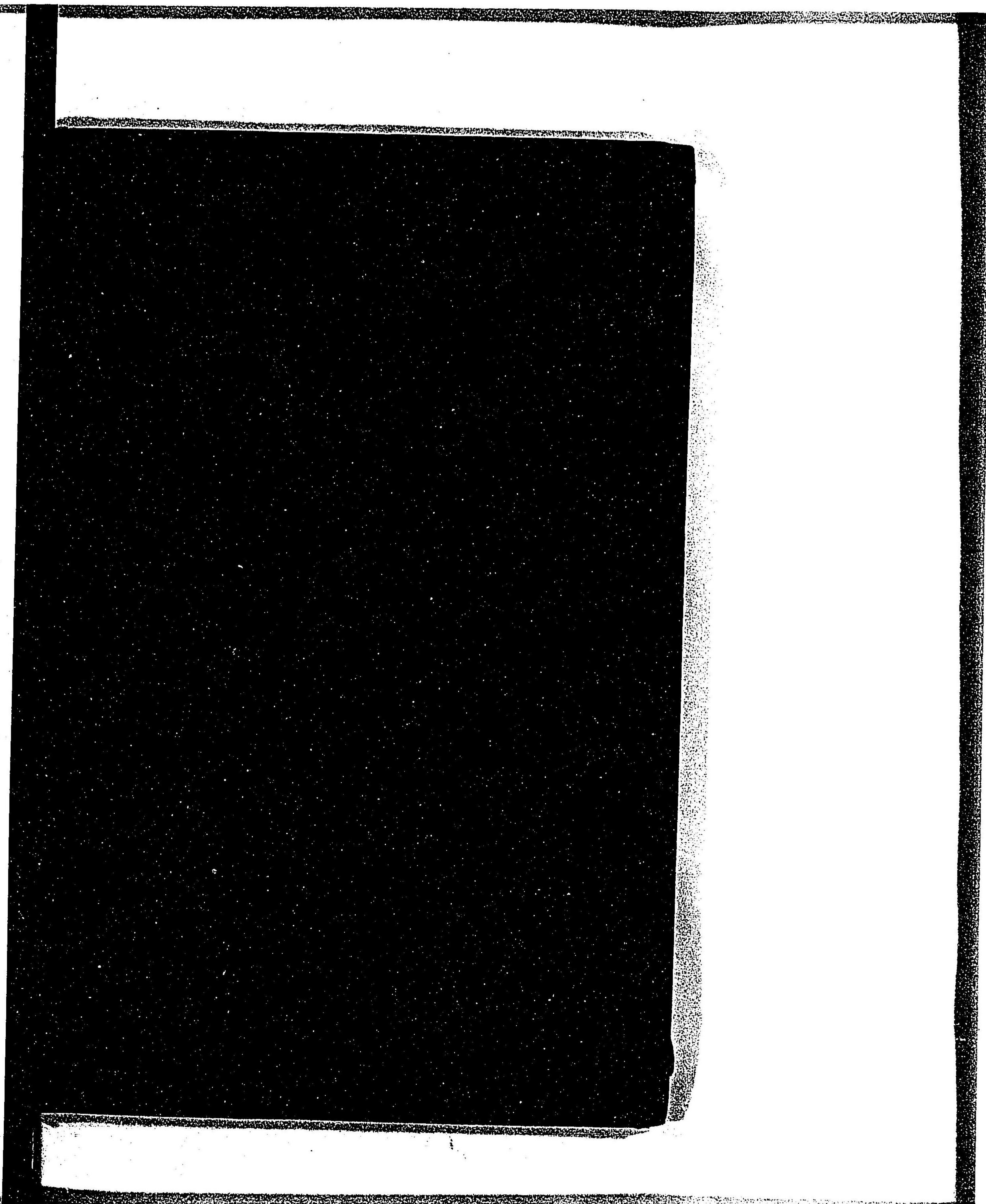






76  
512







76  
312

026331-000-5

76-312

豊国小志

大分県／著

M40

ADC-4117





